平成22年第4回那須烏山市議会6月定例会(第2日)

平成22年6月2日(水)

開議 午前10時00分 散会 午後 3時22分

◎出席議員(17名)

1番	田	島	信	$\vec{-}$		2番	Ш	俣	純	子
3番	渋	井	曲	放		4番	渡	辺	健	寿
5番	久得	呆居	光-	一郎		6番	沼	田	邦	彦
7番	髙	徳	正	治		8番	佐	藤	昇	市
9番	板	橋	邦	夫	1	0番	水	上	正	治
11番	平	Щ		進	1	2番	佐	藤	雄沙	包割
13番	小	森	幸	雄	1	4番	滝	田	志	孝
15番	髙	田	悦	男	1	6番	中	Щ	五.	男
17番	平	塚	英	教						

◎欠席議員(1名)

18番 樋 山 隆四郎

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大	谷	範	雄
副市長	石	Ш	英	雄
教育長	池	澤		進
会計管理者兼会計課長	平	Щ		隆
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋	Щ	洋	平
総合政策課長	国	井		豊
総務課長	駒	場	不.	二夫
税務課長	鈴	木		傑
市民課長	高	橋		博
こども課長	堀	江	久	雄
農政課長	荻里	 「		茂
商工観光課長	鈴	木	重	男
環境課長	小	Ш	祥	_

 都市建設課長
 岡 清隆

 上下水道課長
 粟 野 育 夫

学校教育課長 羽 石 浩 之

生涯学習課長 川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長 澤村俊夫

書 記 藤田元子

書記佐藤博樹

書 記 菊 地 唯 一

〇議事日程

日程 第 1 一般質問について (議員提出)

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

〇議長(滝田志孝) おはようございます。

ただいま出席している議員は17名です。18番樋山隆四郎議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問について

○議長(滝田志孝) 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、ご了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようこの際お願いをいたします。

通告に基づき5番久保居光一郎議員の発言を許します。

5番久保居光一郎議員。

〔5番 久保居光一郎 登壇〕

○5番(久保居光一郎) 皆さん、おはようございます。傍聴席にはたくさんの方がお越しになりまして、平日にもかかわらずありがとうございます。ご来場いただきまして大変ありがとうございます。

私、5番の久保居光一郎でございます。ただいまより滝田議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

きのう、開会された本定例議会は、去る4月25日に実施された第2回那須烏山市市議会議員選挙において、市民から負託をいただいた議員によって開かれる初めての定例会でございます。この新たな議会の枠組みの中で、私はトップバッターとして一般質問をさせていただくわけですが、質問に入ります前に少々時間を割愛いたしまして私の所感を述べさせていただきたいと思います。

初めに、過日開かれた臨時議会において新たに選出された滝田志孝議長、平山 進副議長に対しまして、心から祝意を申し述べたいと思います。議会の代表として、また市民の代表として存分に職責を全うされますよう心から期待をするものであります。あわせまして、これまで議長を務めていただいた水上前議長、大変そのご労苦に対しましても心から感謝の意をあらわすものであります。

さて、先に行われた選挙戦において、また私は後援会活動にあって多くの市民の方々に接する機会を得ました。市民の皆様が日々どのような思いで生活をされているのか。悲鳴とも思え

るような声もお聞きいたしました。合併して何も変わらない。生活の不安は膨らんでも将来の明るい展望がないと嘆く声、会社を退職したけれども年金が満額もらえないし、まだ働きたいと思ってハローワークに行ってもこの年になると仕事がないんだよな。議員さん、何とか考えてよと団塊の世代の声、子育ての現物支給よりも保育料を安くしてと訴える子育て中の女性の声、声はするけれども動く気力がなく、1人でこたつにうずくまっている高齢者の姿、農業者の高齢化、農業の衰退、閑古鳥が鳴く商店街、不況にあえぐ事業所、このような厳しい現実を肌で感じたのは私だけでなく、ここに同席されている議員の方々も同じ思いであったろうと思います。

今こそ本市の厳しい実情をしっかりと踏まえ、行政も議会も悪しき慣例や横並びの発想に 綿々とすることなく、市民の思いや時代の風を真摯に受けとめ、改革、改新を行わなければな りません。形どおりの手法や耳ざわりのいい言葉で時をもてあそぶ猶予はないのであります。

本市が有するさまざまな資源と限られた財源をどのように生かすのか。市民の目線で市民の 感覚でチェックをすること。また、さまざまな事例において対案や提案を行うことが議員に求 められている資質であろうかと思います。私は、市政、議会は市民のためにあるとの原点に立 ち返り、危機感を持って議員としての職責を全うしたいと決意を新たにするものであります。

以上が私の所感であります。

それでは、質問に入らせていただきます。私は3件について市長にお伺いいたします。まず、1点は、官民協働事業「那須烏山市暮らしのガイドブック」の概要と進捗状況について、2点目は市臨時職員への賃金の算出基準と勤務の現状について、最後は通学路の安全対策について、以上3件についてお伺いいたしたいと思います。

初めに官民協働事業那須烏山市暮らしのガイドブックの概要と進捗状況について、この件に関して3点お伺いいたします。まず1点は、暮らしのガイドブックの記載内容についてであります。市長名で市内の各事業所に広告掲載の依頼文を送付されました。その文中には、仕様はA4判フルカラー、120ページ前後とあり、安心安全を基本に自然と文化と活力が調和した暮らしやすいまちをテーマに、暮らしに役立つ冊子とうたわれていますが、那須烏山市の紹介、行政に関する記事はその120ページのうち何ページあるのか。その他医療機関、生活、商工会のガイドとくくってある部分については、それぞれ何ページあるのか。この冊子はどのような構成、編集がされているのか、おわかりであればそれもあわせて伺いたいと思います。

2点目は、市が毎月発行している広報紙やお知らせ版に広告枠がございます。この広告料は 5,000円から1万円程度であろうかと思いますが、暮らしのガイドブックの広告料は最低 でも3万7,800円、最高額は何と73万5,000円と明記されております。

1万2,000部を作成し、市の財政負担なしで市内全世帯へ無料配布すると期待されてお

りますけれども、その費用を負担するのは同じ市民である商店、事業所の方々であります。市 民に無料で配布できれば、不況の真っただ中にいる商店、事業所に負担を強いてもいいのでしょうか。

また、広告費を負担していただくことには少々高額なのではないかと思いますが、この件についても市長はどのように考えておられるか。市長の見解を伺うものであります。

また、官と民との協働事業であれば、ガイドブックの製作費にかかる印刷費や諸経費は幾らかかるのか。その金額に基づいて広告料は集められなければならないと、当初に細部にわたって協議を行う必要があろうかと思いますが、その協議が行われているのか。行われているとすれば、その内容についても市長に伺うものであります。

また、3点目は、予定では6月中旬に発行されるとありますが、今の進捗状況と発行予定日 についても伺うものであります。

2点目の質問は、市臨時職員への賃金の支払い状況と勤務の現状についてであります。この件については2点お伺いいたします。市の担当課に問い合わせたところ、現在、市の臨時職員は117名いるということであります。これらの職員は、それぞれの課において市の行政にかかわる業務を担っているわけでありますけれども、その方々に支払われる賃金体系はどのようになっているのか。また、どのように賃金単価が決められているのか。その基準となるものは何かについて伺うものであります。

2点目は、市の臨時職員として雇用されても、配属される職場においては適材適所とばかりにいかないのが実情ではないかと思います。職員の勤務意欲や態度及び資質において格差は生じていないでしょうか。また、臨時職員であっても、時間外勤務もあろうかと思いますが、時間外勤務があるとすれば、どのような職場なのか、またその残業については割増賃金を支払っていると思いますが、その算出基準等についても伺うものであります。

3点目は、通学路の安全対策についてであります。これについても2点に分けてお尋ねをいたします。平成20年の1月30日の夕方5時30分ごろ、藤田地内の県道で、当時自転車通学をしていた下江川中学校の女生徒が下校時に交通事故でお亡くなりになりました。大変痛ましい事故がありました。このことは、まだ記憶に新しいところであります。二度とこのような事故は繰り返してはならない。市も学校も一体となって通学路の安全確保のため道路整備や点検、見回りを行っていると思いますが、市内全域にわたる児童生徒の通学路の安全確保のために、対策としてどのような頻度で巡回、点検をされているのか。また、どのような確認作業を行っているかについて伺うものであります。

2点目は、同じく通学路の安全に関する質問でありますが、大金湯泉神社東側になろうかと 思うんですが、東側のJR鳥山線沿いの道路が主に大里高瀬方面から通学する児童生徒が通学 路として利用しております。

この道路は近隣地域の住民にとっても大金バイパスに抜ける近道として、一般車両も利用されているのが現状であります。特に、線路下の道路は狭くてほぼ直角に曲がっており、登下校時の児童生徒は事故の危険にさらされているのが現状であります。事故を未然に防ぐために、朝夕の登下校の時間帯だけ車両通行どめもしくはそれに似た措置を考えてはいかがかと思いますが、これについて市長の見解を伺うものであります。

以上で私の1回目の質問を終わります。

〇議長(滝田志孝) 大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇]

〇市長(大谷範雄) ただいまは5番久保居光一郎議員から、官民協働事業「市民暮らしのガイドブック」の概要と進捗状況について、市臨時職員への賃金の支払い状況と勤務の現状について、そして通学路の安全対策について、大きく3項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、官民協働事業「市民暮らしのガイドブック」の概要と進捗状況についてであります。 本市では市民等への行政情報の提供方法といたしまして、主に市ホームページによるもの、広 報紙等によるもの、さらには先般、国の委託事業により構築をいたしました地域ICTを活用 した安全・安心情報、また、とちぎテレビのデータ放送を活用した生活情報の提供等を実施を しております。県内自治体の中でも充実をした提供がなされているものと感じております。

また、本市では、合併時におきまして市民の利便性向上を図る観点から、行政情報全般を 1冊にまとめました那須烏山市ガイドブックを作成し、市内全世帯に配布をしていただいた次 第であります。これが発刊から5年を経過しようとしておりまして、この間、幾度となく行政 組織あるいは業務内容に変更が生じておりますことから、市民の皆さんに不便をかけている状 況にあります。

こうした中で、先進事例といたしまして県内自治体の矢板市、下野市など7市町で住民サービスの向上及び地域企業の育成発展を図る観点から、官民協働による暮らしのガイドブックが発行され、好評を得ている旨の情報提供があり、本市におきましても昨年12月に民間企業と協定書を締結をし、発行することとなった次第であります。

議員ご質問の記載内容についてでございますが、各庁舎の配置図、市役所の仕組みと仕事、 証明や各種届出関係、保健、医療、福祉、子育て、教育、体育関係を含みます。議会相談窓口 等に関する情報掲載を軸に、そのほかにも市の紹介としてお祭り、イベント、歴史、文化、特 産品の紹介、防災避難場所の案内、医療機関、商工会の案内等を載せることといたしておりま す。 制作費の収支関係についてでございますが、市内164件の事業所の協力を得て1,036万2,000円の収入が見込まれておりまして、これに対してかかる制作費用は1,020万円と見込まれております。この不況の中で、ご協力いただきました事業所、商店の皆様方に心から感謝をいたしている次第でございます。

現在の進捗状況についてでありますが、現在、最終校正を行っている段階でありますことから、今後、印刷製本作業を経て6月中にも市内全世帯に配布を行う予定となっております。その他ご質問に対する事項につきましては、担当課長より補足答弁をさせていただきます。

次に、市臨時職員への賃金の支払い状況と勤務の状況についてご質問がございました。現在、短時間勤務の職員を含めまして117名を雇用いたしております。内訳の詳細につきましては総務課長に説明をさせたいと思いますが、本市の職員数につきましては行財政集中改革プランに基づきまして、計画的な職員の削減を図る観点から、退職職員に対しましては必要最小限の補充を行ってきた経緯がございます。

また、臨時職員につきましても、一般事務職への雇用は極力控えるとともに、看護師、保育 士、幼稚園教諭などの資格職、小学校等の学習補助員などの職につきましては、今後の施設運 営のあり方などを見すえながら、正規職員の採用を控えるために一時的に臨時職員を雇用して いるものでありますが、いずれの部署につきましても、最小の雇用といたしております。

なお、今年度につきましては、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、緊急雇用対策といたしま して道路等の作業員あるいは小学校の生活補助員など28名の雇用を実施しておりますことも ご理解を賜りたいと存じます。

また、臨時職員の給与につきましては、厳しい財政状況のもとではございますが、県内の他 市町の状況を調査し、職種ごとに均衡のとれた給与といたしておりますのでご理解をいただき たいと存じます。

2点目の臨時職員の勤務意欲及び資質についての格差問題でございます。この臨時職員の採用につきましては、特殊な業務を除き公募を原則としております。また、採用の決定にあたりましては、厳正な試験を実施をし勤労意欲、資質等を審査した上で合格者の決定を行っております。

平成22年度の募集にあたりましては、昨年の12月中に募集職種、人数等を調整し、1月15日号のお知らせ版で募集を行っております。その後、2月中旬に各主管課ごとに作文、面接による試験を行ったところでございますが、作文につきましては職種等にあわせて各課長がテーマを設定し、職務に対する意欲や心構え等を審査するとともに、面接におきましては志望の動機や人柄、協調性を重点に審査いたしております。

いずれの試験も厳密な採点のもとに結果を判定しており、公平、公正な試験を実施したもの

でありますことから、採用となりました職員につきましては、勤労意欲並びに資質において遜 色のないものと考えております。

次に時間外勤務の関係でございますが、原則として臨時職員に対する時間外の勤務は命じないことといたしております。しかしながら、保育園におきましては延長保育等を実施している関係から、一部勤務時間を超過するような場合がございます。配置人員の関係から他の日に振り替えて休むことが困難であるために、この職員には時間外勤務手当を支給いたしております。

3項目目の通学路の安全対策についてであります。まず、1点目の通学路の巡回についてで ございます。児童生徒の通学路の安全確保の観点から、通学路の安全対策には万全を期さなけ ればなりません。現在、児童生徒の登下校時にはPTAや各地区の自警団、那須烏山市青少年 を育てる会などの会員が毎日のように通学路等の巡回を実施をしております。

また、市で委託しておりますスクールガードリーダーは、朝夕の通学時間帯に週1回、年間 約40回以上の通学路巡回を実施いたしております。さらに10名の交通指導員が交通量の多 い危険な箇所で、土日祝日以外は毎日登校時間帯に街頭指導を実施いたしております。

各学校におきましても、先生方が自動車で随時巡回をして安全を確かめ、地元自治会、学校 関係者からも情報をいただきながら、危険箇所を確認をし、児童生徒に周知をしているところ でもございます。

さらにきずなプロジェクトにおける携帯電話を活用した児童見守りシステムを活用し、保護者、学校等の関係者において情報を共有し、児童の登下校時の安全確保を図っているところでもございます。

このように多くの関係者が、児童生徒の安全確保にご協力をいただいており、その見守りや 巡回の中で新たな危険箇所を把握した場合には、市教育委員会にご連絡をいただき安全対策を 講じるなど、通学路の安全対策には万全を図っているところでございます。

2点目の大金湯泉神社下のJR鳥山線沿いの通学路についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり市道でございます。現在、荒川小学校8人、荒川中学校18人が通学に利用いたしております。

児童生徒の登下校時間帯に、この市道において調査を実施いたしましたところ、朝の登校時間につきましては自動車が平均10台程度、下校時間帯につきましては平均6台程度の通行が確認されました。

これらの自動車は、地元の農家の方が田畑に行く場合や、児童生徒の送迎、通勤等、地元の特定の住民が利用されている割合が高く、登下校する児童生徒には注意を払って走行している様子が見受けられたとの報告を受けております。

なお、朝夕の登下校時間帯の車両通行禁止につきましては、那須烏山警察署との協議により、

交通規制等も可能ではございますが、規制することによって不便になる場合も想定されますので、今後地元関係者、学校、那須烏山警察署などと連携をして、一部待避所や簡易看板の設置、草刈り、土砂排除等の環境整備も含めて、この通学路の安全対策については前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上答弁を終わります。

- 〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。
- ○総合政策課長(国井 豊) それでは、那須烏山市暮らしのガイドブックの補足説明をさせていただきます。まず、構成内容でございますが、当初120ページ程度を予定してございましたが、最終的に88ページとなります。内訳としましては、行政情報に関するものが80ページでございます。そのほか医療機関、生活、商工会のガイド関係8ページという内容になってございます。

次に、発行にあたりましての協議でございますが、協定書に基づきまして発行の日程、さらには発行部数の確認、それから掲載内容の詳細等についての打ち合わせ、さらに配布計画などについての協議を行ったところでございます。

以上です。

- 〇議長(滝田志孝) 駒場総務課長。
- **〇総務課長(駒場不二夫)** それでは、市の臨時職員の賃金状況につきまして補足説明をさせていただきます。

職員の配置状況につきまして参考までに申し上げますと、保育園、幼稚園、小中学校、診療所等の施設への配置が主となっておりますことから、こども課が51名、学校教育課が29名、市民課9名、生涯学習課8名、都市建設課8名、健康福祉課7名、このような順番、人数的には多い順に言いますとそんなような状況になってございます。

職種別には保育園関係で保育士27名、保育補助9名、保育業務3名、学校関係では学習補助13名、生活補助が7名、診療所関係で看護師が6名、道路整備関係で作業員7名というような状況になっているところでございます。

臨時職員の賃金につきましては、先ほど市長が基本的な考え方を答弁しておりますが、やはり県内の12市町の賃金の調査結果に基づきまして、毎年度調整をした上で募集をしているというような形でありますが、年収ベースでの調整を行いながら、資格を必要とするかしないか、その辺のことも見すえて、例えば資格を要しない事務補助につきましては日額7,500円、有資格の場合には8,800円というような差を設けているところでございます。

また、短時間勤務職員、時給の臨時職員もおりまして、これらも資格なしの事務補助につきましては1時間800円、有資格者、レセプト点検とか保育士、教諭、診療所の正看護師、こ

れらが900円、1,150円、このような職種によって単価を決めているといった形でございます。

もう1点、時間外勤務関係につきましては、先ほどやはり市長が答弁したとおり、通常の職員には時間外勤務は命じていないということなんですが、どうしても保育園、幼稚園関係では延長保育等がございまして、あとでの代休も取れないということから時間外を認めて命じているという状況にございまして、これらの単価計算につきましても1時間当たりの単価を出しまして、通常の職員の計算と同じように100分の125というような基準で支払いをしているというような状況にございます。

以上です。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

○5番 (久保居光一郎) 今、答弁をいただきました。 2回目の質問をさせていただきたいと思いますけれども、その質問に入る前にまず、1件目で取り上げました官民協働事業「市民暮らしのガイドブック」に関する部分なんですが、まず誤解を生じないように初めに申し上げておきたいと思いますけれども、今回の協働した相手、株式会社サイネックスさんは電話帳などもおそらくサイネックスさんがおやりになっていて、私どものほうの地域においても電話帳などを毎年配っていただいている。また、手広くやっておられる会社かと思います。広告代理のような業務を主として、大きく社会に貢献をされている企業だということは私も認識しております。別にサイネックスさんに対してどうのこうのという質問ではございませんので、あくまでも誤解のないようにそのことだけ冒頭に申し上げておきたいと思います。

私が特にここで問題にしたいのは、官民協働を市はどのようにとらえているかという部分についての中で今回の質問をしているわけでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

ただいま暮らしのガイドブックの内容について答弁がございました。順を追って、また質問をしていきたいと思います。ただいまの答弁の中に120ページの予定であったが88ページになったということですね。予定よりも32ページ減ったということですね。記載内容は、行政に関する情報が80%、生活、医療等に関する内容が20%ということでございますけれども、うちにも来たんですけれどもこういうパンフレットですね。ここの中には医療機関ガイド、商工会、行政ページ、那須烏山市の紹介、生活ガイドとあるんですが、商工会の記事なんかは何ページぐらい入っているでしょうか。それについてお聞きしたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。

○総合政策課長(国井 豊) 商工会の業務内容等を案内する部分ということで、B4の 1ページ、その裏面からは商工会に入られている商店、事業所さんの広告というものも含めて 3ページ程度が商工会関係の記載ということになってございます。 (「ついでに、そのほかの 生活ガイド、医療ガイドなどについてもページ数がわかったら」の声あり)

- 〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。
- ○総合政策課長(国井 豊) 医療関係でございますけれども、内科、外科関係、あるいは 歯科を含めまして3ページでございます。 以上です。
- 〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。
- ○5番(久保居光一郎) 先ほど言ったように行政関係が80%、その残りが生活、医療、商工会関係だということですね。88ページのうちの約2割だと17、8ページが生活、医療、商工会関係のページになるのかな、ページの割合にすると。それで、商工会のページが3ページ、医療、内科、外科関係が3ページということでありますけれども、これはすべて市のほうの情報として漏れなく商工会であれば商工会に加盟している商店名とか、そういうものが載っているのですか。それとも、医療機関、内科、外科なども広告を載せる載せないにかかわらず、全対象事業所が載っているんでしょうか。それとも、広告をいただいたところだけということで掲載されているのかどうか。その辺をちょっともう一度。
- 〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。
- **〇総合政策課長(国井 豊)** 医療機関につきましては、全開業医の方を載せてございます。 そのほかに広告をいただいた方についてもまた別に掲載がなされております。

なお、商工会関係につきましては、先ほど3ページと申し上げましたが訂正させていただきまして5ページでございまして、商工会の業務内容等については1ページ、それ以降5ページにつきましては商工会の広告をいただいた企業のみの掲載、さらには88ページにわたりまして、そのページにすべて今回ご協力いただいた企業の広告が下段とかそういうところに掲載をなされて発行の予定でございます。

- 〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。
- ○5番(久保居光一郎) ただいまの答弁を聞いていますと、おそらく医療関係、内科、外科等についても大体歯科医師会とか医師会等々のくくりで1医院当たり幾らというようなことで広告料をいただいて記載しているのかなと私は思っているんですが、それから、商工会についてもただいまの説明ですと商工会の内容については1ページだ。あと残りは商店が協力してくれたお店の広告をもって載せている。それで全体で5ページだということですよね。

市民の暮らしのガイドブックということであれば、やはり広告を載せてくれたところだけが 載っていて、ほかの商工会に関してもそのほかいろいろな団体があるんですが、それらの行政 の情報の中に入っているかどうか私はまだ見ていないからわかりませんけれども、いろいろと そういう部分は広告は広告の部分として、また、市は市の情報としてある程度の公平な情報が 載せられていいのではないのか。それがないと、これは民間でおやりになる部分には結構なん ですけれども、広告協賛者だけの記載が主であれば、広告紙の色合いが強くなってくるのでは ないのかなというふうに私は思うんですけれども、その辺は市長、どのようにお考えでしょう か。

〇議長(滝田志孝) 大谷市長。

○市長(大谷範雄) ひとつご理解をいただきたいと思いますけれども、先ほど最初の答弁 にも私から発言をさせていただきましたが、この記載内容につきましては、結果として88ページになったというような報告でありますが、いわゆる市の行政情報、住民のサービス向上と いうのがやはり主題でございまして、そのようなところを各企業あるいは事業所、商店主に説 明をさせていただいて、それでご協力をいただいたというようなことでございます。

したがいまして、もちろんその資金の集まる状況などからいたしますれば、予定どおり 120ページはおそらくできたものと想定をいたしておりますが、資金の集まりぐあいからや はり88ページに短縮せざるを得なかったのではないかなと想定をしたところなのですが、いずれにいたしましても、そのようなことで、行政情報を中心に住民サービスの向上を図るというような観点で協定書が結ばれておりますことも、ひとつご理解いただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

○5番(久保居光一郎) これは各市内事業所に、那須烏山市暮らしのガイドブック官民協働発行について(ご案内)ということで市長名で文書が出されております。この文書の内容については、行政と業者が2者で協議をして書いた文章なのか、それとも市で独自に書いた文章なのか。それとも業者のほうにお願いして書いていただいたものなのか。その辺のことがおわかりでしたら、お知らせいただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。

〇総合政策課長(国井 豊) 官民協働発行という形でございますので、起案文については 事業者の方が起案されてまいりましたけれども、内容については当然私どものほうで内容をチェックして、これでお願いしたいということで決定をしたところでございます。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

○5番(久保居光一郎) この文書の中に3年間保存版というふうに書いてあるんですが、 この3年間保存版とはどういうことを指すのか。3年間保存しろということなんでしょうけれ ども、では、3年たった後はどうなるのか。その辺のことについてちょっとお伺いいたします。

〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。

〇総合政策課長(国井 豊) 保存版で3年保存ということになってございますが、このガ

イドブック、行政情報等を含めておおむね3年。今の当初に市長の答弁の中にありましたけれども、最初に合併時につくってから5年が経過してかなり組織あるいは業務内容等も変わってきたというようなことを考えますと、こういう内容等については3年ないし5年のサイクルなのかなというふうに感じております。協定の中を見ますと、3年後に仮にまたどういう形になるかわかりませんけれども、更新することはできるという形になっておりますけれども、それは3年後になって再度検討してまいりたいというふうに思っています。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

○5番(久保居光一郎) 1件目の質問の1点目についてはその辺にしておきたいと思います。

次に2点目に移りたいと思うんですけれども、これは官民協働事業であるということでありますから、当然お互いがこの事業を始めるにあたって、この事業に関する印刷費、諸経費いろいるあるかと思うんですけれども、それについては幾らかかるのか。また、金額がどのくらいであれば適正なのかというようなことについて協定書ももちろん交わしてあるかと思うんですが、お互いにそういう協議をすることが当然であると思います。最終的に幾ら集めればいいのか。それに足りなかった場合どうなんだ。多かった場合にはどうなんだというようなことまで協議をしておくことが当然であると思うんですが、そのような協議がされたのかどうか。その辺についてお伺いいたしたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。

○総合政策課長(国井 豊) 協議の内容につきましては先ほど申し上げましたように、発行部数とか発行日について協議いたしました。今の議員ご指摘の予算関係につきましては、広告費等が幾らぐらい見込めるかというようなことも当然不透明な中での始まりでございますので、その辺につきましては県内の先に発行してございます市等へも照会をしたところ、やはり今、議員ご指摘のような発行の費用、そして幾ら広告費を集めてくださいねとかという協議はやはりしていないのが実情でございまして、私どももその費用を幾ら集めろ。幾ら不足したときにはどうなんだというようなところまで細かい詰めはしてございませんけれども、その後、業者から情報を得まして、もし万が一不足が生じた場合は業者が責任を持って発行しますというようなことについては確認はいたしております。

以上です。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

○5番(久保居光一郎) それはお互い協働の事業であれば、この協働の概念はいろいろ見解が違うかと思うんですが、お互いに協議をして1つの事業ですから、官民協働の事業ですから、予算が幾らかかるのかという部分とか、お金が余ったらどうなんだ、足りなかったらどう

なんだ。その辺のことも含めて協議をするのが当然ではないかと思うんですが、その辺いかが お考えでしょうか。

それから、先ほどの答弁の中でちょっと前に聞いた数字と違うんですが、広告の収入金額が 1,038万円集まった。その内訳、印刷費が560万円、人件費が360万円、諸経費が 115万円だというふうに私は課長から数目前お聞きしました。これはまず先ほど申しました ように、官民協働であれば当然その事業の予算とか、どういう内容のページをつくるとか、そういうことについては行政もかかわっていくべきではないか。今、課長は他市町のことを例に 出してお話しされました。ほかの市町もそういうことをやっていないからうちもやっていないんだということでございますけれども、今、地域主権でございます。当然ほかの自治体、私も調べて下野、小山、鹿沼、壬生、矢板、上三川、それと本市でございますけれども、そのほか に県外もサイネックスさんも大変手広くやっていらっしゃる、大阪に本社のあるところだと聞いておりますので、いろいろなところでこういう事業を展開されておられると思います。

しかし、これを受け入れるか、受け入れないかは、その自治体の判断なのではないかなというふうに思っております。うちの市にすれば、本当に厳しい市の経済状況でありますから、そういうところもかんがみれば、当然そういう事前の打ち合わせということが必要になってくるのではないか。

それから、この費用に関しましても、印刷費が560万円、人件費が360万円、諸経費115万円、総額1,035万円ぐらいになるかと思うんですけれども、この辺の金額も妥当なのかどうか。その辺の精査をしているのかどうか。その辺についてもお伺いいたしたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。

〇総合政策課長(国井 豊) 経費の妥当かどうかということでありますが、議員も言われましたように、全国で多分200市ぐらい発行されていると思っております。そういう実績の中で今回私どものほうの市も発行したということを考えれば、この費用については妥当ではないかなと、私個人の考えではありますがそんなふうに考えております。

なお、この費用につきましては、今回、最終的に先ほど164の事業所さんからご協力いただいたということに基づいて、広告を締め切った時点で1,036万2,000円の収入がありましたという説明を申し上げましたけれども、それに対しての費用というものを幾らかかったんだというようなことで、事業者さんのほうに私どものほうで積算根拠といいますか、内容資料を求めたところ、今、説明されたような資料が私どものほうに届きましたので、そういう費用で今回発行されるということでございます。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

- **○5番(久保居光一郎)** ただいまこの費用に関して、課長は妥当だということをおっしゃいました。何に比べて妥当なんでしょうか。それをお聞きします。
- 〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。
- ○総合政策課長(国井 豊) 広告の場合は媒体というのはいろいろあるかというふうに思うんです。広報紙あるいはホームページあるいはテレビ、新聞、そういうものがあるかと思いますが、その広告料については、私はそういう分野によって値段が違うということでありますから、必ずしも高い安いというのはどうかなというふうに思いますけれども、今回、そういうサイネックスさんが全国で発行した実績があると。そして、ほかの他市町の1部当たりの発行価格等も参考にしてみたときには、おおむね私どものほうの市の経費もやむを得ないのではないか。妥当の線ではないかと思ったところでございます。
- 〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。
- ○5番(久保居光一郎) 広告費の金額を聞いているのではなくて、その印刷費が560万円とか人件費が360万円、諸経費115万円、この内容はどうなっているんですか。この内容についてどういうふうに聞いていますか。ざっとという話で了解ですか、市のほうとしては。これだけかかりましたよ、印刷費560万円、人件費360万円、諸経費115万円、これはこれでサイネックスさんのほうからご提示があったんだと思うんですが、これについて中の詳細の内訳などについてはどういうふうに認識されておられるんですか。
- 〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。
- ○総合政策課長(国井 豊) 何回も繰り返すようでありますけれども、この業者さんについてはそういう実績があるということで、そういう経費関係も当然広告収入に見合った中でやられているというふうに理解していますので、内容の詳細について私のほうでちょっと高いのではないかとか、安いのではないかとかというのは、ちょっとその判断は正直申し上げましていたしかねます。
- 〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。
- ○5番(久保居光一郎) これは先ほどの最初の答弁でもおっしゃいましたように、市長は、また行政は市民の皆さんにただでお配りするんだということでございますけれども、その肩代わりをするのは市長名で通知がいった商店、事業所が肩代わりをしているわけでございます。これ、市民にはただで配るんだと言っても、同じ市民の商店、事業所がこれだけの負担をしているわけですよ。であれば、官民協働であれば、また市長も行政の皆さんも、今うちの市の商店、事業所を含めて大変厳しい経済状況にあるということは重々ご承知のことかと思うんですね。

そういう中で、広告、当時サイネックスさんは広告代理を主になりわいにする会社ですから、

そこには当然利益が派生しなければ仕事にもならないわけでありますから、その辺のことはわかりますけれども、やはりこういう内訳についてはできるだけ同じ広告をお願いするのであっても、できるだけ安い金額でつくるべきではないのかなというふうに私は思っております。

ですから、先ほども申し上げましたように、最初にそういう予算の部分や何かについても官 民協働であれば同じテーブルについてしっかりと協議をするのが筋なのではないのかなという ふうに思っております。

課長の言い方だと、ほかの自治体がそうだったからうちもあれにならってやったんだというようなことでございますので、これはサイネックスさん、当然だと思うんです。官民協働事業でこういう事業を企画提案いたしますけれどもいかがですか。ほかの自治体にも当然お回りになってほかもやっていらっしゃるところはございます。

しかし、うちの場合は先ほど言いましたように、地域主権という部分から考えても、うちの 市はどうあったらいいか。官民協働というのはどうあったらいいかということを考えたときに、 ちょっと安易に乗り過ぎるのではないかな。また、同じやるにしても、その辺の金額や何かに ついても、もうちょっと行政としても首を突っ込んでお互いに同じテーブルで協議をする必要 があったのではないかなと思うんですが、市長、このことについていかがでしょうか。

〇議長(滝田志孝) 大谷市長。

○市長(大谷範雄) お答えをいたします。私はこのように思います。那須烏山市暮らしのガイドブック協働発行に関する協定書というものは12月21日に締結いたしました。那須烏山市と株式会社サイネックスさんとの間で協定書を結びました。これは第1条から第11条までの条項がございます。総則の中で官民協働の精神に基づき協働してガイドブックを作成する。そして、その第5項には、発行する費用はすべてサイネックスが負担する。そのようなことでございます。

その次の質問になるかと思いますけれども、そういう協定書に基づきまして粛々と私は事業を進めてきたと考えております。その中で、広告の販売及び使用という中で、広告主を募るにあたって協働を基本とし、協力をしながら地域事業所に対して十分な説明を持って募集をするんだというようなくだりがございます。そのような対応を私はしたというふうに理解をしておりますが、実は私もその事業所の皆さんあるいはそういった商店主の皆さんからも一部不満の声をいただいていることも事実でございます。確かにそうです。

これは確かに5年前に発行したガイドブックがやはり更新の時期に来ている。そういうところから財政が全くかからない。しかも、責任を持って民間が協働してやってくれる。そして、前例もおおむね好評をいただいている。そのようなところから、これに取り組もうということで判断をしたことも事実であろうと思いますが、その手法等については一部そういった不満の

声も聞かれているのも事実でございます。

しかしながら、結果として164事業所、1,000万円にものぼる収入が得られたという 実績もまた事実でございますので、その辺の完璧な協定書に基づく施行はできなかったかもし れないけれども、事業は成立をしたという実績でございますので、ご寛容の気持ちでお受けと めいただきたいなということでございます。

- 〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。
- **○5番(久保居光一郎)** 市長の思いはある程度理解できます。 5 年前にやはり暮らしのガイドブックを発行したということでございますけれども、これら幾らかけてどこで発行したんでしょうか。それについてお答え願います。
- 〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。
- 〇総合政策課長(国井 豊) 事業費は107万8,000円程度だったかというふうに思っております。発行部数は同じく1万2,000部を発行いたしております。印刷につきましては市内の業者だったかというふうに記憶しております。

以上です。

- 〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。
- **○5番(久保居光一郎)** 5年前につくった暮らしのガイドブック、これが今の答弁では 10758,000円で同じく152,000の部つくったということでございますよね。ですから、先ほど質問したように、この印刷費とかそれぞれ民間の会社ですから、人件費や何かがかかるのは当然かと思うんですが、そういうものとかんがみて、この5605円とか3605円とかトータル1,0305円は高いのかどうかということをさっきお聞きしたわけでございます。

それはほかの自治体もそうだから、別にそのことについてはうちの市のほうとしては、早い話がサイネックスさんに丸投げだから、向こうから上がってくる金額だけでそういうチェックはしていないんだと。それでも官民協働なんだということなんだろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。その辺の確認をもう一度していきたいと思います。

- 〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。
- **〇総合政策課長(国井** 豊) 合併時につくりましたガイドブックは、もう既に皆さんもご 承知かと思いますが、こういう形で行っているかと思いますね。これについては表紙はカラー になっておりますが、カラー刷りではないんですね。内容については行政情報のみとなってご ざいます。

今回発行しますのは、先ほど市長の最初の答弁にありましたように、祭りあるいは市内のイベントもろもろ、あるいは防災の避難場所とかそういうものも全部網羅してフルカラーでござ

います。最終的に6月中には皆さんのお手元に行くかというふうに思っておりますので、中を 見ていただいてご判断いただければというふうに思っております。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

○5番(久保居光一郎) 今のそのページ、5年前のガイドブックですね。中は白黒の部分もあろうかと思います。しかし、それがカラーであっても、私は素人ですからよくはわかりませんけれども、おそらくこの全体の半分もあればできたのではないかなというふうに思っております。まして、官民協働であれば、サイネックスさん、これは市外の業者であります。市内でやればおそらく500万円、600万円の範囲でできたのではないかなというふうに、これはできてしまった後のことですから仕方ありませんけれども、そういうふうに感じております。

それから、市長が先ほどおっしゃいました。1,036万円のご協力をいただいたということでございますけれども、市長名でこういう文書が各事業所に行って、またこれを勧誘をする営業の方が、市章のマークの入ったタッグをぶら下げて各商店を歩くわけでございます。私もそういう営業マンと、私のうちにも来ましたけれども、何回か会ったことがございます。うちの母などは、若干年がいっているものですから、私の留守中に営業マンの方が来まして、役場の人が来たよということですね。また、1時半に来るから、あなたお昼食べたら1時半まで待っていなくちゃだめだよということで私は待っておりました。役場のだれが来るんだろうなと思ったら、サイネックスの広告を取る営業マンの方でございました。

そういうふうに、市長にしてみれば、これはただ単に純粋に1,036万円市民の方に協力 していただいたというふうにお考えかもしれませんけれども、やはり市長名の文書で、またタ ッグに市章が入った営業マンの方が、商工会枠は特別安いですよとか、どこどこの事業所はこ んな形で入っていただきましたよとか、いろいろな方法で勧誘に来られるわけですから、それ はやはりおつき合いで入らなくてはならないというふうに感じる事業所もあったのではないか なと。また、私のところにそういう声がたくさん上がってきているわけでございます。

3番目の進捗状況と発行予定日については、今月中にこれは発行されるわけですよね。ということなので、この質問はこの辺でまとめたいと思いますけれども、いずれにしても今回は市長名で広告の依頼をされた。もちろん広告を記載するしないは各自の判断だと、これは課長がこの前おっしゃいました。それは自由なんだよ。市長名で行こうが何だろうが、それは出すも出さないもそれぞれ商店の自由なんだからというふうに言われるわけでありますが、どうでしょうか。受け手にしてみれば、やはりかなり圧力になって感じるのではないだろうかというふうに思います。そういうような事例が過去にもあったのか。今後ともないとも限りませんので、その辺のところはもう一度お考えをいただければいいのかなというふうに思っております。

先ほども言いましたように、実際に営業マンが市章のついたタッグを首に下げて勧誘に何回

も何回も回られたわけであります。中には市の職員が来たと思われた市民もいた。市の職員が回っているのかというようなことで私のところにも問い合わせがありました。また、市長名で来れば、本当にうちなんか出したくないんだけれども、3,000円出すのも嫌なんだけれども、まあしようがないよね、つき合わなくちゃならないからねという声もたくさん聞いております。

官民協働の件については、市長と私の見解の相違があると思いますけれども、私はやはり協働の主体というのは市民であると思っております。協働する相手は市民、もしくは地域の住民やNPOまたは地域企業と市が協働することが官民協働であろうと思っております。当然サイネックスさんのような民間の企業の方も官民協働という形はあろうかと思います。

それから、行政に対しては、今回の件に限らず、いろいろな形で企業にしろ個人にしろ官民協働でこんなお話いかがですかというようなアクセスもあろうかと思いますけれども、市自体が地域主権のもとに何をもって官民協働とするかというような定義をしっかりとやはりお持ちいただきたい。ある部分についてはこれは行政が介入しているから撤退するから、ある部分については市長名でも市の封筒を使って市長名でやる。それが官民協働なんだというようなダブルスタンダードをつくらないようにしていただきたいというふうに思っております。

協働というのは、責任と行動においてお互いに対等であることが私は望ましいと思っております。行政もまた、地域の一員であると考えれば、市民の目線で協働に携わることが最も重要であろうかと思います。今後も市に対して、今申し上げましたように、企業や個人や含めていろいろな協働に関する営業活動とかアプローチがあろうかと思いますけれども、他自治体の事例をもって単に協働で話に乗るのではなくて、真の官民協働とは何か。また、本当の市長自身が思う官民協働は何なのか。地域主権は何なのかということにも勘案してくるかと思いますけれども、そういう本市の実情をかんがみて慎重にご判断をいただきたいとお願いをするものであります。市長の見解を最後に承りまして、この件についての質問を終わりたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 大谷市長。

○市長(大谷範雄) お答えをいたします。官民協働の理念は全く今おっしゃったとおりだと私も思います。市民の目線に立った官民協働の政策、そしてこれからの地方分権、さらに1丁目1番地と言われる地方主権は大変市にとっても歓迎すべき事象でございますので、やはりそれには那須烏山市の裏づけとなる財政事情、そういったところもございます。したがいまして、身の丈に合った協働体制をつくらなければならないということもご理解いただきたい。

またさらに、これはそういったところで、今回、そういう営業行為あるいは単価等について 過剰な営業行為もあったというようなことも事実でございます。それは私も十分認めさせてい ただいて反省材料とさせていただいておりますことから、ぜひこの事業については先ほど申し 上げましたとおり、ひとつご寛容いただきましてご受託いただきますようにお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

○5番(久保居光一郎) それでは、2件目に関しまして2回目の質問を行いたいと思います。先ほど市長の答弁、それから担当課長の答弁をいただきました。臨時職員の各職場ごとの職員の配置などについては了解をするものであります。

ただ、2、3点お聞きしたいと思うんですけれども、賃金というのは実際は人件費であろうかと思います。人件費としてカウントされていないんだと思うんですけれども、もし、私が間違っていたら指摘をいただきたいんですが、これは決算のときの仕分けでは物件費に入ってくるんですかね。しかし、正確には人件費であろうかと思います。今後、今どういうふうな扱いになっているかわかりませんけれども、扱い方としては人件費として対応されてはいかがかというふうに思うんですが、その辺に関してどのようにお考えか、ご回答をいただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。

○総合政策課長(国井 豊) 人件費と物件費なのでありますが、賃金につきましては、今 ご指摘のとおり物件費で分類がされております。人件費でありますと、大きく分けて二通りあ るのかなといいますのは、非常勤特別職の人件費ですね。それから、我々の職員給与と言われ る人件費、この2つでございますので、それから臨時職員、嘱託職員等については賃金で計上 しなさいという予算計上上のルールがございまして、決算と統計上の分類もそのように分類し なさいというふうなことになっておりますので、これは例えば7の賃金から3節の給与等に振 り替えることについては職員給与でない限り難しいということになってございます。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

○5番(久保居光一郎) 実際には人件費なんだろうと思うんですが、今、国井課長からそういうルールがあるんだということであれば仕方がないのかな。現状のままでもしようがないのかなというふうに思っております。

続きまして、職員の勤務態度や資質についてかなり格差があるのではないか。ある方の話ですと一生懸命おれはやっているんだけれども、なかなかもういいや、この辺で上がっちゃうんだなどという現場もあるような意見も聞いております。かなり勤務態度についてその人その人の意識が違うのかなというふうに思っているんですが、そういう指導監督というものはどなたがどのように行っているのか。その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 駒場総務課長。

〇総務課長(駒場不二夫) 各課、各専門職については先ほども説明しましたけれども、そ

れぞれの所管課長が面接、それから作文、試験等で判断をして採用しています。それらの指揮 監督権も所属課長にございますので、それぞれの課長が指揮をしている。中には採用時にいろ いろ注意事項とか研修をしております。今後、その職種にもよりますけれども、最初の研修ば かりではなくて、年度途中、夏休みを利用するとかそんなような途中での臨時職員の研修、こ んなことも各課のほうには周知徹底をしていきたいなと考えております。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

○5番(久保居光一郎) ただいまの答弁では年度の途中とか当初にあたっては、いろいろな研修、指導も行っているということでございます。しっかりと管理監督をされまして、臨時職員といえども質の高いいい仕事をやっていただけるような職場環境をぜひつくっていただきたいというふうに思って、この件に関しては終わりにしたいと思います。

最後になりますけれども、臨時職員の方々、今117名いるわけでございます。当然市の場合は1年ごとに再雇用というか、1年契約でその後また新規募集という形でいっているのが今の現状かと思うんですが、この臨時職員の117名いる方の全体の平均勤務年数というのは何年ぐらいなのか。もし、わかっていたらその件について、ちょっと出しづらいかな。大体で結構です。

〇議長(滝田志孝) 駒場総務課長。

○総務課長(駒場不二夫) 平均というのはちょっと集計してございませんので、明確な数字はちょっとここでは申し上げにくいところなんですが、中には長い方は4、5年とか、専門職によってはもう少し長い、どうしても資格職の場合にはなかなか見つからないということで同じ方が継続してという形もいます。平均すると多分2、3年かなというふうな認識をしていますが、これは正規な分析ではございませんのでご了解いただきたいと思いますが、今後それらのことに関してもどのような形がよろしいのか、十分検討はしていきたいとは考えおります。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

○5番(久保居光一郎) 今、課長から、その辺の雇用年数については検討していきたいというようなご回答がございました。これは国とか県は、たしか半年ごとの更新なのではないかなというふうに思っております。また、雇用期間も2年間をもって打ち切りとするというふうな定めがあるのではないかと思うんですね。また、非常勤の職員というのは条例でしっかり任用期間が決められているわけでありますから、本市も臨時職員、1年で雇用契約が終わって再雇用ということは当然あるんだと思うんですけれども、雇用期間は何年を超えてはならないという定めが今、市ではおそらくないですよね。ないのであれば、その期間を今後設けるような検討もすべきだと思うんですが、その件についてどう思われるでしょうか。

〇議長(滝田志孝) 石川副市長。

○副市長(石川英雄) 臨時職員につきまして、今、久保居議員がおっしゃったとおりで 6カ月、6カ月更新で1年ということでやっているわけでございます。そういうことで先ほど 市長からお話がございましたように、毎年12月に来年度の臨時職員は何人になるのか。1月 に必ずお知らせ版で、すべての臨時職員を公募するわけでございます。ただ、結果的に資格職、 例えば幼稚園の教諭、それから保育園の保育士、看護師、こういう方は再度応募されてきまし て最終的にはまた採用しているということで、結果的には5年、6年、もっと長い方もいるわ けでございます。

しかし、今、法的な手続としては、そういうことのすれすれの段階で今、募集して再度何年間もいる方、本来であればほかの方がいれば、そういう方を採用して臨時職員としていきたいわけですが、なかなかそういう資格がいる方は結果的には長い間そういった臨時職員でいるという結果でございます。それはご理解いただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

○5番(久保居光一郎) ただいまの副市長の答弁、私も実際に臨時職員を雇用していれば、有資格者、またその職場になれた方にできるだけ長く勤務していただきたい。優秀な方であればですよ、という思いは私も重々理解できるところであります。しかし、契約にもそういう規定があるのであれば、これは大変厳しい言い方かもしれませんけれども、やはり雇用期間というものは市としても設けていくべきなのかなというふうに思いますので、今後の検討課題としてよくお含みおきをいただきたいと思います。

続きまして、3件目の2回目の質問に入りたいと思います。まず、私、冒頭で申しましたように、藤田地区で平成20年1月に大変痛ましい事故がございました。それをきっかけに市長を初め学校、学校の関係者、先生方、いろいろと交通、通学路の安全対策についてはご配慮をいただいていることを私も重々承知をしているところでございます。また、スクールガードリーダー、交通指導員の方々にも本当にボランティアで活動していただいているということに関しましては、心から頭の下がる思いでございます。

ただ、市内全域ですからかなり広範囲にわたります。これは、この際お聞きしたいんですが、 学校ごとにやはりその子供たちの通ってくる通学路というのは大体定められているのかなと思 うんですね。その学校ごとのマップみたいなものはそれぞれの学校で、また市の学校教育課な りで管理して持っているのかどうか。そういうものがあるのかどうか。その辺についてちょっ とお聞きしたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 羽石学校教育課長。

〇学校教育課長(羽石浩之) 学校区の安全マップでありますが、これは各学校全学校とも ちゃんと持って確保して、教育委員会のほうにも通知いただいているところでございます。ま た、これも毎年見直しをいたしまして、2年に1回つくり直しということで、その中でも例えば見通しが悪いところとか、暗いところとか、またスピードを出す車が多いとか、そういう注意事項もすべて書いてあるものを全部つくっているところでございます。

以上です。

- 〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。
- **○5番(久保居光一郎)** 学校ごとのマップはつくってある。 2年に1回は見直して更新をしているということでございます。まことに結構なことかと思います。今後またぜひ続けていただきたいというふうに思っております。

道路によっては、道の狭い道路、それから国道なんかの場合もそうなんですが、地域によっては時期的にこれからの季節になると思うんですが、樹木がずーっと道路のほうにかかってきて歩道のほうにかかってきたり、子供たちが通学するところに枝や草が倒れ込んでちょっと車道のほうを通らなくちゃならないというようなところも季節によっては出てくる場合もありますので、その辺のこともご存じかと思うんですが、重々頭に入れて、今後も子供たちの通学路の安全確保にご努力をいただきたいというふうに思います。

2点目についてお伺いいたします。先ほど私は車両通行禁止にしたらどうかというふうに申 し上げましたけれども、やはりあそこは地域住民が通勤に使ったり、あの近辺に田畑を所有す る耕作者が頻繁に軽自動車とか作業車を持って出入りをするところでもありますので、時間制 限にしろ車両通行どめでなくてもいいのかなというふうに私も考えております。

先ほど答弁にございましたように、子供の通学路であるので安全運転に気をつけてくださいとかというような注意看板等を立てていただきたい。また、学校、警察、教育委員会、地域の住民の方々と話し合って速度制限を設けられるのであれば、それも1つの方法かというふうに思います。ぜひそのような方向で検討していただければありがたいと思うんですが、そのことについてご回答をいただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 大谷市長。

〇市長(大谷範雄) 道路行政も含まれますので、私からお答えをいたします。

平成19年度から道整備交付金活用の事業で、5カ年計画でその整備を今計画的にやっていることはご承知のとおりでございますが、その中での最大の要因は通学路の安全確保でございます。したがいまして、今、議員ご指摘の道路も実は旧南那須町でその提案も1つさせていただいた経緯がございました。しかしながら、土地交渉の面から断念をしたことがございます。

したがいまして、そのようなところから一部待避所というようなこともございましたが、そ ういうことも含めて、また交通禁止時間帯といいますのはどうしても烏山警察署と連携協議が 必要でございます。またさらに、地域の皆様方との話し合いも必要でございますので、運転者 が一目で見える簡易な看板だったらかなり有効かなと、早急にできることは。

そういったでき得るところから進めてまいりますので、それと先ほどご指摘がありましたこ さ刈り、これは全市的にやりたいと思っています。この前の調査でも土砂が大変路肩にたまっ ているというような報告もいただきましたので、草刈り、土砂排除、早急に実施するよう指示 をしたところでございますので、いずれにいたしましても、通学路安全第一ということで今後 も道路行政を進めていきたいと思いますので、ひとつご理解いただきたい。お答えとさせてい ただきます。

〇議長(滝田志孝) 5番久保居光一郎議員。

○5番(久保居光一郎) ただいま市長からほぼ私も満足のいく答弁をいただきました。今、おっしゃいましたように、注意看板、また速度制限なども含めて関係の方とお話し合いを持っていただいて、ぜひ子供のための通学路の安心、安全の確保に今後ともご努力をいただきたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(滝田志孝) 以上で5番久保居光一郎議員の一般質問は終了いたしました。 ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時40分

○議長(滝田志孝) 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき16番中山五男議員の発言を許します。

16番中山五男議員。

〔16番 中山五男 登壇〕

〇16番(中山五男) 本日は大勢の傍聴者の皆様をお迎えしておりますが、議会議員は市 民の皆様方の厳しい監視があってこそ使命感に燃えまして、議会も活性化されるものと思って おりますので、どうぞこれからも機会あるごとにこの議場に足をお運びいただければありがた いと思っております。

去る4月の市議会議員選挙では、大勢の有権者の皆様方からご支援をいただきまして、引き続き議会活動を続けさせていただくことになりましたが、この議会議員としての重責に身の引き締まる思いがあります。任期4年間の議会活動の中では、私が今回の選挙に掲げました公約、すなわち市民の皆様方の約束ごとを果たすべく政策提言等を中心に力の限りを尽くす覚悟でおりますので、市長を初め執行部の皆様方には、なお一層のご理解とご協力のほどをいただきたく存じます。

さて、今回の一般質問は先に通告いたしましたとおり3項目であります。1項目目は投票率の向上策について、2項目叙勲受章者に対する市の対応について、3項目高校中途退学者の未然防止について、以上3項目の中で7点ほどご答弁をいただきたく存じますので、早速質問に入らせていただきます。

まず、投票率の向上策について質問を申し上げます。そのうち投票率向上策のため、選挙管理委員会はこれまでにいかなる啓発活動をされてこられたかお尋ねをいたします。近年、国政あるいは地方自治選挙におきまして投票率の低落傾向が顕著であることは、選挙管理委員会としても周知の事実であります。那須烏山市民には最も身近な選挙であったはずの市長選挙が昨年11月、続きまして市議会議員選挙が4月に執行されましたが、いずれの投票におきましても指摘したいところは低投票率であります。市長選におきましては、投票率61.8%で前回よりも13.1%減、市議会議員選挙は投票率71.9%で4年前よりも6.5%下回っております。

いずれの選挙も激戦であり、特に市議会議員の選挙におきましては、定数18名のところ5名オーバーの23名の候補者によるしのぎを削る選挙戦であり、各候補者は死力を尽くして市内有権者に支持を訴えてきたはずであります。にもかかわらず、有権者およそ2万5,000人のうち7,000人もの者が棄権しておりますし、さらに市長選挙におきましては、それを上回る1万人を超える棄権者には驚きであります。

市政に対してなぜにこうも無関心でいられるのか。その要因とするところは選挙管理委員会 における啓発活動が徹底されないためではないか。または、学校教育、社会教育の中で選挙権 の行使、すなわち投票によって政治に参加することの大切さを教えていないのではないかとさ え思われます。

市民の生活や暮らしはすべて政治が深くかかわっているわけでありまして、例えば現代社会が抱えております経済不況問題や少子高齢化社会への対応などは、投票によって選ばれた代表者により国や地方公共団体の政治が行われているわけであります。選挙権の行使は有権者の意思を政治に反映させる大切な機会であることは言うまでもありません。来月は参議院議員、翌年4月には県会議員選挙が控えておりますので、さらなる棄権防止策が必要と存じます。

以上申し上げましたが、質問の冒頭で申し上げましたとおり、選挙管理委員会は投票率向上策のためにいかなる啓発活動をなされているか、お伺いをいたします。

2点目、棄権者の年齢別と分析結果をお伺いいたします。市長選挙が去る11月、市議会選挙が本年4月執行されましたが、投票率の低下には改めて驚いているところであります。我が国では棄権した者に対して何の制裁も課さない、すなわち任意投票制をとっておりますが、選挙権の行使が国民の義務であることにかわりはないはずであります。投票率を引き上げるには、

まず棄権者の実態を把握し、いかなる理由でもって選挙権を行使されないのかを究明する必要 があります。そこで、市長選、市議会選挙における棄権者の年齢、階層別等を分析し、棄権の 理由を解明されたのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、投票時間短縮等の改正についてお伺いします。現行公選法の中では期日前投票を含め投票時間は午後8時までとされておりますが、これを短縮する必要があるものと思い質問いたします。

従来の投票時間は午後6時締め切りであったものを、平成9年、当時の自治省は投票率の向上を目指し投票時間を2時間延長し午後8時までとしたほか、不在者投票の要件緩和をするなど公職選挙法を大きく改正し、現在に至っております。

近年の日本人の生活スタイルの変化から2時間延長はある程度効果があるものと期待しての 改正ではありましたが、当時の自治省の担当職員の談話が新聞に載っておりましたが、低落が 続く投票率が今回の改正により向上するかどうか見続けるとのことでありました。

公職選挙法第40条の定めによれば、投票所は午前7時に開き午後8時にしまる。ただし、 市町村の選挙管理委員会は選挙人の投票の便宜のため、必要があると認められる特別の事情が ある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り、 投票所をとじる時間を4時間以内の範囲内において繰り上げることができるとされております。 ただし、投票時間を変更する場合には、県の選挙管理委員会に届けなければならないとされて おります。さらに、市町村の議員または首長の選挙では、選挙管理委員会の届出の義務はない ようであります。

以上のとおり、地方分権推進の一環として、市町村の選挙管理委員会が県の選挙管理委員会に届けるだけで投票時間が変更できるようになったほか、市町村の議員及び首長の選挙では投票時間を独自に決定できるよう市町村の裁量権が拡大しております。これらのことから、公職選挙法改正の後、全国の市町村の中には既に投票時間を短縮し、開票時間を午後8時より前に設定した自治体もふえております。その理由は、午後8時まで延長しても費用対効果がないことに加えまして、実態として高齢者は8時近くに投票する者はほとんどないことが挙げられております。

平成9年、公職選挙法が改正以来、本市におきましては投票時間を一貫して午後8時までとしておりますが、開票を担当する職員の長時間にわたる心労などを考慮し、期日前投票を含めた投票時間短縮等の公選法改正が必要ではないでしょうか。市長みずから改正の必要性を認められるなら、県市町会等に諮って公選法の改正を総務省と関係機関に要請すべきと存じますが、市長にその意思がおありでしょうか。

さらに伺います。今回の市議会選挙におきまして投票日当日、開票時間を仮に1時間繰り上

げた場合、その時間帯の投票者数と費用の削減額はいかほどになるものかもお尋ねをいたします。

次の質問項目に入ります。叙勲受章者に対する市の対応について申し上げます。まず、叙勲 または褒章を授与された方に対し、市長は祝意をあらわすとともに、その功績をたたえるべき と存じ、市長の所見をお伺いいたします。

合併前の旧南那須町におきましては、叙勲または褒章を授与された方々に対し、町または議会等が主催者になりまして、広く市民に呼びかけまして叙勲をたたえる会を催しまして、喜びを分かち合っていましたことは、大谷市長ご存じのとおりであります。

ところが合併の後、市は叙勲等を授与された方々に対し、公式の場で祝意をあらわすことを なくしてしまったことはまことに残念であります。

ことしの春の叙勲の日、4月29日には本市から4名の方が叙勲の栄に浴されております。 お名前を申しますと、危険業務従事者としまして井上 一氏が瑞宝双光章、長年の消防活動を いたしました阿部郁男氏には瑞宝単光章、保護司活動をされておりました川俣 仲氏には瑞宝 小綬章、社会、公共に対する業務精励が認められまして越雲進一郎氏には黄綬褒章、以上、私 の知る限り4名の方であります。

日本の叙勲制度は戦後一時停止しておりましたが、昭和38年、閣議で叙勲再開が決定されまして、以後、春の叙勲は天皇誕生日、現在の昭和の日の4月29日に、秋は文化の日の11月3日に叙勲が発令されてきたところであります。

受章者のご功績は公共福祉の増進、学芸、社会・文化の向上、または地方自治の発展に寄与されたことが認められまして、政府から栄えある勲章を授与されるものでありますから、叙勲者は那須烏山市民の名誉であり誇りであります。

そこで、叙勲受章者の功績をたたえ、報償として記念品または賞金を贈り、市長として公式の場で祝意を表すべきと存じますが、市長にそのお考えがおありでしょうか、お伺いいたします。

次に、叙勲受章者を末永く忘れることなくたたえるため、受章者の顔写真または経歴等の記録を市の公的施設の中に掲額されてはいかがかと存じ、質問します。

国会や地方公共団体も表彰規定があり、功績のあった者に対しましては表彰または感謝状を 贈呈しておりますが、天皇陛下から拝受される叙勲は別格のものであり、受章は那須烏山市の 栄誉であることは言うまでもありません。そこで栄えある受章を一過性の出来事に終わらせる ことなく、何らかの方法により後世まで氏名と功績等を残すこととされてはいかがでしょうか。

次元が異なると言われるかもしれませんが、スポーツ会ではそれぞれの競技の中で功績を残された選手の栄誉をたたえ、後世まで名を残すため殿堂が設置されております。例えば、日本

にも野球殿堂、サッカー殿堂、ゴルフの殿堂等々に優秀な選手が殿堂入りいたしております。 もちろん世界の殿堂がありまして、日本人選手もその殿堂入りされていることは、市長ご存じ のとおりであります。

以上申し上げましたが、叙勲受章者に対しまして、那須烏山市としていかなるお取り計らい をすべきとお考えでしょうか。大谷市長の所信をお伺いいたします。

次に3点目の質問を申し上げます。高校中途退学者の未然防止策についてであります。まず、 高校中途退学者を出さないために、本市内中学校ではいかなる取り組みをなされているか、教 育長にお尋ねいたします。

文部科学省の調査によりますと、平成20年度における全国高校生の中退率は2%とのことでありますが、本県の高校ではそれを上回る2.5%にのぼり、全国ワースト2位の不名誉な状況にあることは教育長もご存じのとおりであります。

そしてさらに、高校中退率は全国的には減少傾向にある中で、本県では微増、少々増加の状況にあるそうであります。本県内の高校中退率が全国平均を上回っている状況は今日に始まったわけではなく、平成8年当時も全国平均2.5%を0.1%上回る2.64%でありました。

そこで、本県内の高校中退率がなぜふえつつあるのか。それを解きあかすために県教育委員会では中退に関する初の意識調査を行い、その原因を突きとめようとしております。高校中退の理由を新聞報道から見ますと、まずは、授業に興味を持てないなど、学校生活、学業不適応がおよそ40%、全日制から定時制への進路変更が30%、そのほか学力的に授業についていけないとする学業不振、生徒の問題行動、また、家庭の経済的事情など、以上のような事情によるものだそうであります。

今や中学生のほとんどが高校へ進学する中で、高校生活に適応できずに中途挫折する生徒が 増加傾向にあっては、その中退理由を突きとめ早急に対策を講じなければならないものと存じ ます。高校生中退問題は県教育委員会または高校側が対処すべきと思われますが、その中退者 を送り出している中学校の取り組みもさらに重要と存じます。中学校生活3年間の中で、明確 な目的意識を持たないまま、ただ周囲の雰囲気に押し流されて進学する生徒が多いのではない かとも思われます。

そこで本市の教育委員会及び中学校では、高校生の中途退学問題をいかにとらえ、いかなる 対策を講じておられるか、教育長にお尋ねいたします。それに加えまして、本市内中学校の高 校進学率及び中途退学者数と退学率もあわせてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長(滝田志孝) ここで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

〇議長(滝田志孝) 休憩前に引き続き再開いたします。 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長(大谷範雄) ただいまは16番中山五男議員から、投票率の向上対策について、叙 勲受章者に対する市の対応について、そして高校中途退学者の未然防止策について、大きく 3項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えをいたします。

まず、第1番目の投票率の向上策についてお答えをいたします。選挙に関することでございます。また、公職選挙法に関する問題でございますので、私の所見を述べさせていただいた後、選挙管理委員会の書記長から選挙管理委員会における啓発活動、棄権者の年齢別分析結果、投票時間の短縮等について説明をしていただきたいと思います。

市長としての選挙に対する所見を述べさせていただきます。民主主義の基盤であります選挙は、公明かつ適正に行われるためには市民一人ひとりが政治あるいは選挙に関心を持ちながら、主権者としての自覚を持って必ず投票するという意識を高めることが不可欠であると認識をいたしております。

近年、各種の選挙におきまして投票率の低下が見受けられますが、特に若年層においてその 傾向が顕著のようであります。時代の担い手でございます若い有権者には1票の重さをぜひ認 識をいただきたいと考えております。

さて、昨年の11月の市長選挙、ことし4月の市議会議員選挙につきましては、今後の市政の行方を決定していく上で極めて重要な意味を有する選挙であると考えておりましたが、中山議員ご指摘のとおり、市長選挙では投票率61.8%、市議選におきましては71.9%といずれも前回よりも大幅に下回った結果を拝見をした私といたしましても愕然といたしたところでございます。

投票率向上のためには、有権者の方々への日ごろの啓発活動は重要であると考えております。 今回の選挙に際しましては選挙管理委員会におきましても街頭の啓発活動、啓発チラシ、選挙 広報の発行などによって、市民に投票への参加を呼びかけたとの報告を受けております。有権 者の市政への関心を高めるために、私といたしましても市のホームページや栃木テレビのデー 夕放送などメディアを有効活用するのも効果的であると思われますので、選挙管理委員会にお きましても、メディアの活用を働きかけてまいりたいと思っております。

すべての有権者の皆様には選挙の原点に立ち返り、候補者の主義、主張を見きわめながら、 主権者としての自覚を持って積極的に投票に参加されるよう希望したいと考えております。ま た、投票時間短縮の必要性につきましては、選挙管理委員会において国の要望活動等が行われ ておりますことから、その詳細につきましては書記長より説明をしていただきたいと思います ので、ご了承賜りたいと存じます。

次に、叙勲受章者に対する市の対応についてご質問がございました。1点目の叙勲受章者の 功績をたたえ、公式な場で祝意をあらわすべきではないかというご質問でございますが、現在 の栄典制度につきましては、平成14年8月及び平成15年5月の閣議決定に基づきまして、 平成15年秋の叙勲から新たな制度として実施をされております。叙勲の対象となられる方は、 いずれも長年にわたりまして地方自治、福祉、教育、産業等の育成発展に貢献され、顕著な功 績を上げられた方々であります。

春、秋の叙勲、褒章、高齢者叙勲を授与された方々は、那須烏山市が誕生して今日まで各分野から21名に上ります。議員ご指摘のとおり、長年にわたり市政の発展にご尽力をいただいた方々でございまして、市民の誇りでもありますことから、市の広報紙に掲載をし、広くその功績をたたえることとしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。また、あわせまして、国、県レベルの各種表彰受賞者の方々につきましても随時広報に掲載し、その功績を広く紹介することといたしております。

議員ご提案の叙勲をたたえる会につきましては、これまでの発起人形式による各種団体の主 催が望ましいと考えておりますが、県内他市町村の状況を参考に検討してまいりたいと考えて おります。

次に、叙勲受章者の写真または経歴等の記録を公的施設に掲額してはとのご提案でございます。叙勲褒章の受章者につきましては、長年にわたり市の発展にご尽力をいただいた方々でございますから、ご指摘のとおり、その功績を後世にまで伝えていく必要があると考えております。

したがいまして、公的施設への写真の掲額も一方法であるとは思いますが、今後、市が刊行する行財政報告書や市勢要覧等への掲載も含め、その顕彰方法を検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の高校中途退学者の未然防止策につきましては教育長答弁とさせていただきます。以上、答弁終わります。

- 〇議長(滝田志孝) 池澤教育長。
- **〇教育長(池澤 進)** 中山議員から2点、私のほうにお尋ねでございますので、順序に従いましてお答えを申し上げたいと思います。

まず、高校中退者の未然防止策についてお答えを申し上げます。中学3年生にとって人生で 最初に立ちはだかる大きな障壁であり、今後の進路決定をする入学試験は最も緊張する瞬間で あります。希望高校を目指して一生懸命勉強し、高校に進学した生徒は大きな夢と希望を抱い て入学したのではないかと考えております。

自分の夢を実現し、希望に燃えて入学したにもかかわらず、中途で退学してしまった学生がいることも事実であります。本県の高校中途退学率は議員ご指摘のとおり全国平均の2%を上回る2.5%となっており、大阪府の3%に次いで全国ワースト2位となっていることから、県においてはキャリア教育や進路指導の充実、魅力と活力ある県立学校をつくり、中途退学未然防止事業等の教育施策を展開しております。

本市におきましても、こうした県の教育施策を踏まえ、小中学校でキャリア教育全体計画を作成し、キャリア教育の視点から教育課程を見直し、組織的、体系的に児童生徒の成長を長期的なものととらえ指導支援しており、このような取り組みが高校中退者の防止にもつながっていくと考えております。

また、本市における高校進学者数及び進学率、中途退学者数と退学率についてでございますが、平成22年度における市内中学校の卒業者269名に対し、県立学校進学者231名を含む268名が全日制、定時制、通信制のいずれかに進学しており、進学率は99.6%となっております。

本市の高校中途退学者については、平成21年度においては1名、平成22年度は現時点で ゼロ名、おりません。中途退学の要因は経済的理由、複雑な家庭環境から学びの挫折を感じて いるという状況だと把握しております。

市教育委員会といたしましては、学校と一緒になり、一人の中途退学者も出さぬよう生徒の 進路選択、指導に全力を傾けてまいる所存であります。

以上答弁を終わります。

- 〇議長(滝田志孝) 駒場選挙管理委員会書記長。
- **○選挙管理委員会書記長(駒場不二夫)** それでは、投票率の向上に関しまして3点ほどご 質問いただきました。書記長という立場で答弁をさせていただきます。

まず、啓発活動関係でございます。各種の選挙活動につきましては、市の明るい選挙推進協議会という組織がございます。これらの方とともに常時啓発とか選挙時の啓発等を積極的に進めているところでございます。

まず、直近の市議会議員選挙についてみますと、選挙啓発用のチラシ、新聞折り込みを3回ほど行っております。それから、市内2カ所での街頭啓発活動も行っております。それから、選挙公報の発行、これは全世帯です。懸垂幕、これも烏山庁舎、南那須庁舎の2カ所、広報車による巡回広報、棄権防止のサイレンの吹鳴等を実施しているところでございます。

それから、常時の啓発活動といたしましては、県選挙管理委員会で主催します明るい選挙啓

発ポスターのコンクール、これらも市内の小中学校に依頼したり、選挙啓発の冊子も小中学校 に配るとともに、成人者に配ったりして啓発に努めているところでございます。

7月に参議院選挙もございますので、今後ともこれらを積極的に推進していきたいと考えて いるところでございます。

次に棄権者の分析関係でございます。市長選、市議会議員選挙の棄権者の年齢別の分析でございますが、市内の投票所の中でも有権者の多い烏山地区では八雲投票区、これは1,563人の有権者、南那須地区では大金投票区、これが2,115名、それらを抽出しまして年齢別の棄権率の分析を行っております。

その結果、昨年11月1日に行いました市長選挙の結果でありますが、両投票所合わせまして3,678名に対して投票者総数2,437人となっておりまして、全体で66.3%という投票率で、棄権者のほうが33.7%というような状況になってございます。

この乗権者数の割合を年齢別に分析してみますと、20代が61.6%、30代が46.6%、40代が40.2%と高くなって、逆に高齢者層といいますか50代が25.8%、60代が19.1%、70代が18.4%というように年齢によってだんだん下がっているような状況にございます。相対的に全国的な傾向同様に、若年層においての乗権者の割合が高いという傾向があらわれております。

次に、この4月に行いました市議会議員選挙の結果でございますが、やはり両投票所3,646人に対して投票者が2,667名、投票率は73.1%、棄権が26.9%という結果でございました。やはり棄権者の年齢別に見てみますと、20代が50.8%、30代が39.4%、40代が34.0%と高くなっていますが、50代が17.9%、60代が13.2%、70代が14.5%、80代は25.9%となっていますけれども、いずれも高齢者のほうが高く、若年者層が投票率が低いというような同じような傾向になっているというところでございます。

以上が2つの投票所を抽出して分析した結果でございますが、市内全体におきましても同様の傾向ということになっているかと思われますので、今後におきましてはこの若年層への棄権防止の働きかけ、これが一番重要ではないかなと認識をしておりますので、今後とも政治に関する関心を高めるとか、そういう施策が必要であろうと考えているところでございます。

それから、3点目の時間の短縮問題関係です。これらにつきましても、期日前投票の導入によりまして、有権者の投票の機会の利便性が高められたというようなこと、それから、投票時間を短縮し、開票時間を早めることにより、有権者に対して選挙結果を早く知らしめることができる。それから、選挙従事者の健康面の配慮、これらを考えれば、各市町の選挙管理委員会でも投票時間の短縮が話題になっているようでございます。

このことにつきましては、全国的な組織でございます選挙管理委員会連合会におきましても、 国への要望事項の中でも最も重要項目として位置づけまして要望活動を展開しているところで ございます。本市につきましても、ここ数年各選挙におきまして有権者の15%が期日前投票 しているというような傾向にございます。

また、各種選挙執行の際には、時間別の投票者数の集計も行っておりますけれども、直近の市長選、市議会選の際の午後6時以降の投票者数の割合を見てみますと、市長選挙におきましては午後6時から7時までの投票者は4%、7時から8時までが2.4%、合わせますと6.4%というような状況になっております。市議会議員選挙で見ますと、6時から7時までの間が6.2%、7時から8時までが3.4%、合わせて9.3%、若干市長選挙よりも高くはなっておりますけれども、議員ご指摘のように午後7時以降の投票者数の割合、いずれも2%から3%台というようなことでございますので、有権者の利便性の低下につながることは少ないかなという認識も持っているところでございます。

さらに、投票時間を短縮した場合のこともちょっと試算してみたんですが、仮に投票時間を 7時までと1時間短縮したというようなことを想定した場合には、人件費が一番かかるわけで ありますけれども、市長選、市議会選とも合わせますと約32万円程度の削減というような状 況になっているところでございます。

以上です。

〇議長(滝田志孝) 16番中山五男議員。

〇16番(中山五男) 3点ほどご質問いたしましたが、そのうちただいま市長、教育長、選挙管理委員会の書記長からはご答弁をいただきまして、大方理解をしたところでございますが、そのご答弁の中から、さらに少々お伺いしたいところがございますので、これから再質問を行わせていただきたいと思います。

まず、投票率の向上策に関しましてお尋ねをしたいと思います。先ほど市長としての選挙に対するご所見をお伺いいたしましたが、私の選挙に対する考えと全く同感であると思いましたので、今後もその意思を市長として貫いていただきたいと思いまして、このことにつきましての再質問はございません。

次に、選挙管理委員会の書記長のご答弁の中から少々申し上げたいと思います。まず、選挙の啓発活動は公職選挙法第6条の定めるところによりまして、選挙管理委員会が責任を負うということになっております。そこで今回の市議会選挙に際しましても、先ほどご答弁の中にありましたが、選挙啓発チラシを3回ほど配ったそうであります。そのほか、選挙公報の発行などなどさまざまな工夫をこらしまして努力のあとは認められますが、それでも投票率は選挙ごとに低落が続いていることは明らかであります。

私、平成15年のころから各種の選挙の投票率をここに持っております。その中から、那須 烏山市の議会議員選挙の投票率を合併前までさかのぼって検証してみますと、4回ほどさかの ぼってみましたが、平成11年、これは両町の平均投票率は86.3%ありました。次、平成 15年ですが、ここでは82.3%です。これで4%落ちましたね。次に平成18年、合併直 後初の市議会選挙ですが、ここへ来ていよいよ80%を割りまして78.4%、これも前回か ら4%落ちています。そして、今回の投票率では71.9%と、以上4回の選挙で投票率は 14.4%も下がっているわけであります。

そこで、先ほどのご答弁の中で、さらなる投票率の向上に努めてまいると書記長としての答 弁がありました。また、若年層の棄権防止のためにさらなる働きかけをするとも答弁をされま したが、これからこれを具体的にどのような方法で推し進める考えがあるのでしょうか。何か 現在考えられる点がありましたらご答弁をいただきたいと思います。非常にこれは難しい問題 であると思います。よろしくお願いします。

〇議長(滝田志孝) 駒場選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長(駒場不二夫) 具体的にはまだここでお示しすることは難しいか と思いますが、先ほど市長が答弁していましたように、インターネットとかとちぎテレビの活 用などメディアの活用、これらもフルに活用していく必要があるのだろうと思っているところ でございます。

〇議長(滝田志孝) 16番中山五男議員。

〇16番(中山五男) これは書記長だけの責任ではありません。当然、選挙管理委員の責任でもあると思いますので、双方でもってさらなる知恵を絞りましてすばらしい投票率、次回はこの7月に参議院選挙があります。先ほど申しましたように、来年の4月には県会議員の選挙もありますので、これらで具体的に実績を残していただきたいと考えております。

参考のために申し上げますが、ことしに入ってから県内で5つの市町村の議会議員の選挙がありました。これは高根沢町、那珂川町、日光市、下野市、それにこの那須烏山市でありますが、この5つの投票率を平均しますと66.2%で極めて低いんですね。ですから、ここばかりが低いのでない。特に高根沢町は59%と4割の者が投票していないというような状況になります。それと、首長選挙では、日光、栃木、益子、大田原、この4つの選挙が実施されていますが、この4つの平均をしますと投票率は70%であります。首長選挙のほうが市議会選挙よりも少々関心が高いという結果が出ております。

そのような状況であります。さらにこれからも我々としても候補者としてもさらなる努力を するべきではないかと思っております。選挙により選ばれる者にとりましては、みずから得た 投票数に加えまして、投票率が我々当選後の議会活動の原動力となりまして、議会議員として の職責を全うすることができるものと思っております。選挙管理委員が投票率の向上策を図る ことによって、個々の議会のさらなる活性化につながると思いますので、よろしくこの辺もご 努力をいただきたいと思います。

また、けさの新聞報道によりまして、滝田議長の議長としての抱負が載りましたが、この中にも住民の期待にこたえられる議会にしたいと新聞の取材に応じております。これらのことから、これから議長を先頭にしまして、この投票率向上のためにも我々議会議員がこぞって努力しなければならない。この問題は選挙管理委員だけに任せておくべきではないと感じているところであります。

次に、投票者の年齢別分析の結果を、これは大変だと思いますが結果をいただきました。昨年11月執行の市長選と本年4月の市議会議員の選挙の結果でありますが、特に20代の過半数の有権者が棄権とありましては、極めて私も驚いております。この若年層の投票率をいかにして引き上げるか。これが課題とするところで、これも見出すことができたのではないかと思います。

先ほど我々議会議員の中で話をしておりましたが、我々が今回の選挙で個別訪問、家庭訪問をしても、若い方、20代の有権者と面談することはほとんどありません。いても出てこないですね。そのような状況で、いかにして市政に対して、または国政に対して関心を寄せさせるか、これが大きな課題ではないかと感じているところであります。この件については以上とします。

続きまして、投票時間の短縮の問題であります。投票時間の短縮につきましては、公職選挙 法の中で先ほども申し上げましたが、午前7時から午後8時まで、しかし選挙管理委員会に届 ければそれを改正することができるとありますが、国政選挙とほかの選挙と市独自の選挙の中 で投票時間を変えますと有権者がわかりづらい。混乱するのではないかというようなことを配 慮されまして、ほとんどの市町村でもやむなく公職選挙法どおりの投票時間を守っているので はないかと思っております。

でありますから、市長会等を通じまして公職選挙法改正を求める意見書をぜひ総務省へ提出 すべきと考えております。先ほどの答弁の中にも、仮に投票時間を2時間繰り上げまして午後 6時までとしても、有権者の利便性の低下にはほとんどつながらないだろうと、そのような書 記長の答弁もございました。私もそのとおりと思っています。

そして、公職選挙法の改正運動は既に選挙管理委員会の連合会の中で展開しているそうでありますが、これは選挙管理委員だけに任せることなく、市長会もこの問題を重要事項としまして公職選挙法改正を求める意見書を総務省へ提出すべきと考えています。この件、市長いかがでしょうか。1点お伺いします。

〇議長(滝田志孝) 大谷市長。

〇市長(大谷範雄) お答えを申し上げます。今、議員ご提言の期日前投票も含めた投票時間の短縮については、私もまさに同感であります。同意見の感を持っております。このことは 公職選挙法に関する極めて高度な公職選挙法でございますから、こういったことでは単独市長の要請は到底不可能でございます。また、混乱もいたします。

したがいまして、議員ご提言の市長会を通じてということはまことに意義があると思います。 ただし、この市長会、今14市の市長で構成をされておりますけれども、まずはこのような公 職選挙法に関する意見要望でございますので、市長会の事務局にまず私、諮らせていただきた い。この取り扱いについて市長会としてこの会議に上程をするかどうか、そういったところか らやはり始まらないと、これは実を結ぶものではないなと思っておりますので、まずは意見書 を出す前にその扱い等についての段取りを、まずは市長会事務局と相談をさせていただきたい と考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 16番中山五男議員。

〇16番(中山五男) ぜひそう進めていただきたいと思っております。

これはちょっと余談になりますが、ただいま申し上げました公職選挙法の改正のほか、市長の役割としましては、民主党政権になりましてから新しいさまざまな政策が出されました。ところが、県内首長によりまして意見の異なった事業があるようであります。

例えば昨日から始まりました子ども手当支給の件、これも市町によっては意見がまちまちであるようであります。また、後期高齢者医療制度も2年後に廃止されようとしておりますが、この件、また自立支援法改正の件、農産物の戸別補償の件などにつきましても栃木県全体の統一した意見をまとめまして、政府に見直しを迫るべきではないかと私は考えております。ぜひ、市長として我々の那須烏山市の市民の代表としても、これらの役割も果たしていただきたく思っております。このことについては特別今回の質問に入っておりませんので、答弁も求める考えはございません。よろしくご期待を申し上げたいと思っております。

それでは次の叙勲受章者に対します市の対応策につきまして少々お伺いしたいと思います。 先ほどのご答弁によりますと、合併以来、叙勲、褒章、高齢者叙勲等を授与された方がこの市 内に21名いるとのことでありますが、私、恥ずかしながら、その一部の方は記憶をしている のみであります。授与されますと新聞に報道されますが、その中でも高齢者叙勲等は場合によ っては小さな記事に載りますので、つい見落としているようであります。

そこで、本市では、これまで受章者は市の広報等に掲載して広くその功績をたたえることと しているというご答弁がありましたが、これはまことでしょうか。私が知る限り、昨年の6月、 高齢者叙勲で横嶋明氏が受章いたしまして、この方につきましては広報でも大きな写真ととも に取り上げました。しかし、同じ4月に元烏山の校長先生が瑞宝小綬章を受章されまして新聞 にも載りました。しかし、広報には私は見受けなかったように思います。

そういうようなことで、ことしの春の叙勲者5名おりますが、これらにつきましては今回は6月の広報に全員載せる予定でいるのでしょうか。この1点、お伺いします。

〇議長(滝田志孝) 駒場総務課長。

〇総務課長(駒場不二夫) 今までも叙勲を受けられた方につきましては広報のほうには載せていたと思っておりますし、今後ともそういうものについては漏れのないように掲載をさせていただきたいと考えております。

〇議長(滝田志孝) 16番中山五男議員。

〇16番(中山五男) この新聞記事等を漏れなく見るのも広報担当者、これはなかなか大変かもしれませんが、ぜひこれからは漏れのないように広報の中で紹介していただければ、受章者も喜ぶのではないかと思っております。

次に叙勲受章者をたたえる催しにつきまして、これは発起人形式が望ましいのではないかと 私自身も思っております。しかし、大谷市長は積極的に取り組む意思はないようであります。 それならそれで、市が毎年、これからも続けるかどうかわかりませんが、秋に実施しておりま す合併記念式典の際、この受章者を招きまして市長が公式の場で祝意を述べること、これも必 要ではないか。これも一方法ではないかと思いますので、市長いかがでしょうか。

〇議長(滝田志孝) 大谷市長。

〇市長(大谷範雄) これはすばらしいご提言でございますので、そのことの提言は私も真 摯に受けとめさせていただきまして、前向きに検討をさせたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 16番中山五男議員。

○16番(中山五男) それで了解をいたしました。

次に叙勲受章者に対しましての報償としての記念品または報償金をあげるかどうかという問題であります。これはこんなことを言いますと、物事の次元が違うと市長からおっしゃられるかもしれませんが、現行の条例規定の中で、例えば80歳を超えた方には5年ごとに福祉敬老金として1万円を差し上げております。そして、101歳を超えますと毎年1万円を贈呈しているようであります。私は平成20年度の決算書を見てみますと、長生きしているだけで756名に756万円を支給しております。

この制度に私は異論を唱えるわけではありませんが、この高齢者を敬うための制度に比較し、 叙勲者への扱いが那須烏山市として少々軽んじているのではないかと、片手落ちではないかと 感じているところであります。

また、こんにちは赤ちゃん祝金もありますね。これも平成20年度の実績を見ますと、

74人に1人当たり20万円、これは2人目の子供さんから支給しているようですが、1人当たり20万円、合わせて1,480万円支給されております。これらの祝金制度がありながら、 叙勲受章者に対しまして市は何の敬意も払わないでいいものでしょうか。そして、政府の叙勲 制度を少々軽んじているのではないかと感じているわけですが、市長、このことについての所 見をお伺いしたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 大谷市長。

〇市長(大谷範雄) 長年の間、那須烏山市政発展のために、あるいはそれに尽くされた 方々に対するこの祝意というのは変わるものではございません。決して軽んじているわけでは ございません。でき得る市の最善策を今検討しているというところでございますので、この件 はご理解いただきたいと思います。

今、いろいろと少子高齢化対策、そして少子化支援対策について、今、市がやっている事業等についても触れられました。過日、3月の議会等にもお答えいたしておりますが、いわゆる補助金等の検討委員会を昨年度設置をいたしまして、この答申をいただいております。さらに、それを拡充する意味で総合計画の進行管理をする審議会を今年度立ち上げます。

そのような中から、そのワークショップ、ワーキンググループ、その下部組織ということではないんですが、それに関連する組織といたしまして、その中でのワーキンググループをつくっていただきたいと思っております。その中で、事業仕分けを今年度から進めていく予定にいたしております。できれば、できるだけ早いうちに行いたいと思っておりますが、その中で先ほどの少子高齢化対策の各事業等も当然事業仕分けに入れていきたいと思っております。

さらに、今ご提言のありました叙勲者に対する報償金等も、そういったご提言を踏まえてこの事業仕分けの中で検討させていただければと感じておりますので、このこともご理解をいただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 16番中山五男議員。

〇16番(中山五男) ただいまの市長答弁でおおよそ理解をしたところであります。実は、 私、この質問をするにあたって、どなたか受章者から依頼を受けたわけでも何でもありません ので、このことだけはひとつご理解をいただきたいと思います。

それともう一つ、この中で、叙勲者をどこか市役所その他のところに写真を掲額するか、または実績等をどこかに記録するか。このことにつきましては、これもなかなか難しいかなと思っています。といいますのは、先ほどのご答弁でも4年間に21名も受章者がいるということになりますと、仮に写真を掲額するにしても相当の場所も必要ではないかと思っております。しかし、議会関係では歴代の議長が掲額しております。社会福祉協議会の会長の写真ももう既に掲額してあります。大谷市長が将来おやめになれば、やはり同じように市長室または市長の

応接室等に掲額されるものと思っていまして、私はこれを決して否定しません。当然だと思っています。

そういうような意味で、ぜひ叙勲受章者につきましても何らかの方法で、この記録をとどめ ておくべきではないかと思いまして、このこともあわせまして質問に加えたわけでございます。 これでこの叙勲関係についての質問は終わります。

続きまして、最後に高校中途退学者の未然防止策につきまして、先ほど教育長からご答弁をいただきました。そこで、中途退学者が意外に少ないことに実は安堵しているところでございます。なぜこの質問をしたかと言いますと、これは1つは下野新聞にも報道されたということもありますが、過日、教育長やこども課長から、本市内の未就学児または小学生の中に発達障害児とみなされる児童数をお聞きしましたときは、あまりにも大勢いることに驚かされまして、それなら、これら児童生徒が将来高校進学した後に、中途挫折し、中途退学に至っているのではないかと危惧の念を抱きまして、この辺のところも加えまして今回の質問に加えさせていただいたわけであります。

そこで2点ほど少々お伺いしたいと思います。ただいま触れました発達障害児の件でありますが、市内小学校におよそ150名程度いるのではないかと、これは私なりに推測をしております。私、きのう質問しましたところ、この数字についてもろもろの事情がありまして教育長はこの数字を明らかにしませんでしたが、私なりに推測するところ150名ぐらいと判断しているわけでありますが、それらの児童が中学生になり、高校受験を迎えるまでに高校生として適応できるような指導をしている。そのために、それが適正であるがために高校中途退学する者が少ないのではないかと思います。ここには相当教育委員会または各中学校では困難があるのではないかと思います。それらのことをどのような方法で克服されているのでしょうか。これらのこと、何かおわかりでしたら教育長の所見をお伺いしたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 池澤教育長。

○教育長(池澤 進) 中途退学者の数について、少ない理由はどこにあるんだということでございます。私どもは中学1年生になる前から小学校からキャリア教育を積んでございます。つまり、キャリア教育というのは自分の生き方を家庭あるいは家族あるいは友人あるいは教師、先輩の方々と自分の生き方を学ぶ学習を続けてございます。そして、それが中学校に上がり、中学3年生になって、いよいよ入試という本格的な時期を迎えるにあたって、私どもは入れる学校から入りたい学校という指導理念を掲げてございます。

私どもを含めて議員さんの時代には偏差値がございまして、そこの中で背伸びをしながら目 いっぱいのところを選択した時代が長く続きました。そのような反省を踏まえまして、私ども は今申し上げましたように、入れる学校から本人が入りたい学校へ、つまり、全日制ばかりが 高等教育ではない。定時制、通信制等々も私は本人の自己決定、自己判断に基づいて自分の進路決定をなされたということから、私はこういう数字が出てきているのではないかと思っています。

これからも本市の中学生、特に受験生の中から自分の学ぶ姿勢の中断を1名も出さないというような自覚と覚悟で指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(滝田志孝) 16番中山五男議員。

〇16番(中山五男) ただいまの教育長のご答弁をいただきまして安堵いたしました。これらの那須烏山市の小中学生に対してのこういった指導方針、これが県全体に普及されれば、この不名誉な中途退学者率ワースト2位というのは返上することができるのではないかと思っておりますので、ぜひこれらを県の教育界のほうにも普及すべきではないか。それをそのように仕向けるべきではないかと思っているところであります。

それともう1点お伺いしたいと思います。先ほどのご答弁によりますと、中途退学の要因には経済的理由もあるようでありますが、今後、もしそのような理由によりまして高校を中途で断念しようとする生徒があった場合は、年度の途中からであっても、那須烏山市の奨学金制度というのがありますね。あれは大体3月中に決めて4月から1年分を給付しているのではないかと思いますが、あれを年度の途中からでも給付することにしまして、中途退学をとどまらせるようなことはできないものでしょうか。これこそ生きた奨学資金の使い方ではないかと思っております。教育長のご判断を1点お伺いしたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 池澤教育長。

○教育長(池澤 進) 高等教育で学びの連続性を絶つというような事情の中の経済的理由でもって、学びの中断を余儀なくされるというときに、本市の奨学資金の適用を何とかできないかというご質問でございます。これについては議員おっしゃるとおり、本人の意思ではございませんので、どういうところでお手伝いができるか。奨学資金の委員会もございますので、そこの場に提案して検討して、子供たちの学びを中断させることのないように努力、検討させていただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 16番中山五男議員。

○16番(中山五男) ただいま私は高校生に限ったような発言をしましたが、この奨学金は短大から大学生まで対象としておりますので、今言った経済的理由が大学生にも生じた場合は、これらについても年度途中からであってもぜひ対象とするよう、内容を検討していただきたいと思っているところであります。この件については以上であります。

いずれにしましても、本市内の中学生のほとんどが進学している中で、中途退学者は平成

21年度にわずか1名、今年度はまだ発生していないとのことでありますが、その理由は先ほど教育長からご答弁がありました中学校が一体となりまして、進路指導、高校生活への心構えなどを指導されている効果があらわれているからとも考えております。

現代社会では高校程度の学歴は当たり前であります。将来本人が自立して生きていく中でも 高校卒業の資格というのは重要な履歴であると考えております。親も教師も入学した以上はぜ ひ無事に卒業させたいと強く念じていることと思いますので、本市内出身の高校生の中からは 決して中途退学者を出さないと、さらなる努力をされることを希望いたしまして、以上質問を 終わらせていただきます。これで終わります。

〇議長(滝田志孝) 以上で16番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

〇議長(滝田志孝) 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき、4番渡辺健寿議員の発言を許します。

4番渡辺健寿議員。

〔4番 渡辺健寿 登壇〕

〇4番(渡辺健寿) 4番の渡辺健寿です。時間的に最もお疲れの時間帯かと思いますが、 短く終わらせたいと思いますので、よろしく対応方お願いいたします。

私の質問は3点であります。企業誘致の推進状況について、2点目が公共施設の跡地利用について、3点目が高齢者及び障害者福祉支援対策の充実についてでございます。順に質問させていただきます。

まず、1点目の企業誘致の推進状況についてでありますが、かねてより、市の方針は自動車 関連企業主体の取り組みであったかと思います。世界的経済不況の環境の中で企業誘致の話も ややもすると途切れがち、あるいは大変苦労されている状況かと思われますが、現在の推進状 況についてあえて質問するものでございます。

3年前の平成19年6月、この場においてどのような誘致活動をするのかということをお尋ねした経過がございます。当時の答弁は、301社に対しアンケート調査をし、それを手がかりに推進にあたるということでございました。ところが、3カ月後、9月の補正でいきなり補正150万円という提案がありまして、企業立地の調査を行うんだということでありました。9月10日、帝国データバンクとの外部委託という方法で委託契約をし、そこから情報を得るんだという手段が示されたわけであります。補正も認められたわけであります。

さらにその3カ月後、12月の質問におきましても再度その経過等をお尋ねした経過がございます。調査対象は493事業所より何らかの回答を得たというデータが委託先から示されたということでありました。中身を見ますと、新設あるいは増設、移転計画等があるかないか。ありまたは検討中という事業所が36事業所ある。さらに当市が検討対象となる可能性ありという事業所も4事業所ありますとういことでありました。これらに対し、電話でのフォローは終わったので、直ちに営業活動を展開するとの説明でございました。

その1年後、平成20年12月の質問でありますが、このときにさらに経過等をお尋ねした 経過もございます。その中で主立ったことを一言で言えば、自前の工業団地を持っていないの で工業用地登録制度によるオーダーメード方式という方法で企業誘致を推進しているんだとい うことでございました。

そこで、平成19年12月時点でのデータバンク活用の150万円を投入した調査に基づきますせっかくの手がかり、新増設移転計画ありの36事業所、さらに当市が検討対象になる可能性ありと回答された4事業所、合わせまして40事業所のその後の取り組み状況、さらに成果があれば成果をご紹介いただければと思います。

なお、最近は事務局にお尋ねするところ、食品関連企業の問い合わせも多くあるんだというお話を伺っております。これらの企業名が示せなければ業種名で結構でありますけれども、説明いただければと思います。成立事例はあるのかないのか。また、成立できない問題点等はどのようにとらえているのか、ご説明をいただければと思います。さらに、その問題点等を踏まえまして、今後の対処方法についてもご説明いただければと思います。

2点目であります。公共施設の跡地利用についてであります。暫定利用しつつ利用計画をつくる施設を除き売却または貸し付けを前提とした施設の跡地については、平成21年に不動産鑑定評価を行い、その報告が昨年秋になされました。年内には一般公募をしたいということでありました。その後の経過並びに結果につきまして、現在の進行状況等を含めお伺いするものであります。

3点目であります。高齢者及び障害者福祉支援対策の充実についてという項目でありますが、市長も市長選のマニフェストには高齢者生きがい対策ということで重点施策の1つに掲げられております。具体的には1つ目としまして、福祉バス、福祉タクシーの充実についてであります。福祉バスにつきましては、現在、公的機関あるいは温泉等を経由するということで月曜日から金曜日まで5日間、1日3便運行されているということでありますが、これらの区域の拡大等は検討されているのか。検討する予定があるのかないのか考えをお聞かせいただければと思います。

さらに、福祉タクシーについてでありますが、発足当時は車を持たない75歳以上の独居者

が対象者であったかと思われますけれども、平成21年よりは高齢者のみの世帯という対象者を改められた経過がございます。さらに、福祉タクシーにつきましても、障害者であることが条件ということでありますが、1人48枚、透析者等については年間96枚ということで2倍の券を発給しているということであります。さらなる充実の考えはおありなのかお伺いするものであります。

ただいまの1番の福祉タクシーあるいは障害者タクシーとの関連になるんですけれども、市 の公共交通網の再編整備計画策定、昨日も本年度中に整備計画をつくるんだということが示さ れましたけれども、その計画策定の基本的な考え方、どういうことをイメージされて整備計画 をつくられるのか、考えを聞かせていただければと思います。

(3)番目でありますが、障害者福祉施設であります、あすなろ作業所の整備並びに連絡市道の安全対策についてであります。この施設につきましては、昭和42年に母子センターとして開設された施設を、母子センターの廃止によりまして、その跡地利用ということで昭和61年からあすなろ作業所として障害者の施設として使われているようでございます。

昭和61年といいますと、もう二十数年、42年から数えますと43年が経過しているわけであります。ご存じのように非常に老朽化しております。これも市長のマニフェストには福祉作業所など障害者支援の充実とありまして、当然政治的なテーブルには乗ってくるものとは思いますけれども、移設等を含め建てかえの計画があるのかどうか。

また、通所されている方は歩いて行っている方、自転車で行っている方、あるいは家族の送迎によるものとあると思いますけれども、送迎路である市道の4339、非常に狭隘道路でさらに狭い上に立ち木等の繁茂ということで、非常に交通安全対策上問題のある道路となってございます。これらの交通安全対策を含めて整備等をどのようにお考えなのかお伺いするものであります。

聞くところによりますと、平成23年度中には自立支援法の関係上、条件が合うところを見つけ移転することも政治日程に乗ってくるような話もちらっとお聞きしましたので、あえて質問に挙げさせていただきました。平成23年度中ということになれば、ご存じのように現在平成22年に入っていますので、大至急計画等を煮詰めて立案していただけなければ間に合う仕事ではないと思われます。お伺いいたします。

(4)番目であります。投票所のバリアフリー化についてということであります。先ほども 投票率の低下のお話が示されました。市議選の投票率は前回の78.37%から今回は71. 92%、実に6.45%下がっているのが実態であります。その中で先ほどは世代別の投票率 と乗権率等が示されましたけれども、そのような大きな投票率のアップにはならないと思いま すけれども、さらなる投票率の低下を防ぐためにもバリアフリー化ということも考えていただ く必要もあるのではないかと思います。

現在、市内の投票所、公民館等が中心だと思われますが、バリアフリーの設備のある投票所 はあるのかないのか。ある場合には何カ所中何カ所があるのか、お示しいただければお聞かせ いただきたい。

期日前投票がふえている状況であります。要因は何だということでありますが、投票日は都合が悪いから事前にやるというのが期日前投票かと思いますけれども、役所の玄関から非常に投票場所が近い。さらに車いす等でも入れるということも1つの要因になっているのかなと考えるものであります。今後の対策等についてあわせてお伺いしたいと思います。

第1回目の質問は以上でございます。

〇議長(滝田志孝) 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長(大谷範雄) ただいまは4番渡辺健寿議員から、企業誘致の推進状況について、公 共施設の跡地利用について、そして高齢者及び障害者福祉支援対策の充実について、大きく 3項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

1番目の企業誘致の推進状況についてお答えをいたします。本市の企業誘致につきましては、 企業誘致への支援制度といたしまして企業立地奨励金制度を定めた条例、課税免除を定めた条 例、埋蔵文化財調査費の補助金を定めた交付規定などを制定いたしております。さらに、工場 用地登録制度を設け、その推進を図っているところでもございます。

また、年度ごとの企業誘致活動の展開にあたりましては、市企業誘致委員会を毎年開催をして、その年の活動方針を決定した上で誘致活動の推進を図っているところでございます。これまでの傾向といたしましては、本市には自動車関連企業が数多く立地をしておりますことから、さらなる自動車関連企業の新規立地及び集積による相乗効果をねらいとした活動方針に基づきまして、県内外の企業訪問を展開してまいったところであります。

昨年までの実績といたしましては、企業訪問 6 1 社でございます。ちなみに企業立地奨励金の交付金額 1 2 企業ございます。累計 5 , 1 7 5 万 9 , 0 0 0 円となっております。しかしながら、昨今の企業誘致情勢は先の世界同時不況の影響もありまして、社会全体がデフレ傾向にありまして、供給サイドである企業は在庫調整局面にあり、設備投資よりむしろ経費削減を目的とした工場等の統廃合を進めているなど、大変厳しい状況になっておりますことは周知のとおりであります。

昨年4月に公表された工場立地統計によれば、全国の企業立地動向は平成20年度1,630件であったものが、平成21年度には873件、半減でございますが、栃木県内も同様に43件から26件、激減をいたしております。

このような状況の中でありましても、本市といたしましては自動車関連企業のみならず、多様な産業分野にも目を向けるべきと判断をいたしておりまして、昨年度は環境エコ関連分野にも着目し、太陽電池関連企業などにも訪問活動を実施いたした次第であります。本年度も引き続き環境エコ関連分野の企業訪問は継続をしていきたいと考えております。

議員ご指摘の食品関連企業の引き合いについてお答えをいたします。県を通じて照会が2件ございました。本市への直接の照会2件、計4件の引き合いがございました。県からの照会案件につきましては、当該企業が県南地域を希望していたこともございます。操業までのスケジュールが極めて短期間であったこと、県への報告が翌日ということでございまして、市を売り込む物理的な時間がなかったことなどがありまして、誘致活動までには至らなかったというのが実態でございます。後日、県にも確認をさせていただきましたが、2件とも結果として栃木県には立地をしなかったということでございました。

次に、市へ直接引き合いのあった案件でございますが、対象企業は空き工場を紹介いたしましたり、希望する土地の地主との仲介を行うなど、誠意を持って誘致活動を行ってまいりましたが、現在まで合意には至っておりません。この2件の案件に関しましては、まだ進出、増設計画が進行中でありますので、粘り強く引き続き企業訪問等を積極的に行ってまいる所存であります。

こうした食品関連企業の立地に向けた課題といたしましては、大量に水を使うことや排水処理方法、法規制などのハードルが高いということでありますが、県で策定をしたフードバレーとちぎ構想、そして市公共施設跡地利用促進策とも連携をしながら、ワンストップサービスにより可能な限り問題解決策を提示をして、熱意のある誘致活動を展開するよう担当課に指示をしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、公共施設の跡地利用についてお答えをいたします。公共施設の跡地利用につきましては、昨年度決定をいたしました跡地利用方針に基づきまして旧東小学校、旧境小学校、旧向田保育園につきましては売り払い等を前提として行う方向で、公募の具体的な内容検討、関係する諸手続の必要性の確認を進めてまいりました。

前回、ご説明の際に申し上げました年度内の公募には間に合わなかったことはまずおわびを申し上げなければなりません。さて、公募するにあたりまして、公有財産の処分にかかる訴訟案件等が他の自治体の事例であったことや、元南那須少年自然の家や旧足尾高等学校売り払いの結果の例でも応募者がなかったり、応募がありその後購入者が決定をしても、その直後に申し込み者が撤退をしたなど、県有の遊休施設の処分も困難を極めている状況を考慮させていただきますと、市側からの一方的な売り払い処分ではなく、逆に取得希望者からの提案型による公募がより望ましいのではないかとの結論に至りました。

これは旧小学校等の利用方法につきまして、取得希望者に具体的な利用計画を策定の上、市にご提出をいただき、その内容につきまして市内部組織で提案者側からヒアリング等を実施、審査をした上で応募者の中から最終的な契約の相手方を決定しようとするものでございます。もちろん処分方法につきましては、売り払いに限定をせず、相手方の希望により貸与、これは有償、無償ございますが、このようなことも可能とすることもできますので、そのような予定で進ませていただきたいと思っております。

今後のスケジュールでありますが、7月上旬にお知らせ版、市のホームページ等への掲載を 予定をしておりまして、その後1カ月程度の応募期間を設けながら、ヒアリング及び審査を経 た上で、おおむね秋ぐらいには利用者を決定したいと考えておりますので、ご理解を賜りたい と存じます。

次に、高齢者及び障害者福祉支援対策の充実についてお答えをいたします。本市におきましては、平成20年3月に策定をいたしました地域福祉計画におきまして、安心して暮らせる思いやりのまちづくりを基本理念に掲げまして、高齢者や障害者が住みなれた地域や家庭で安心して生き生きと暮らすことのできる社会の実現に向けて、各種施策に取り組んでいるところであります。

1点目の福祉バス、福祉タクシーの充実について及び2点目の市公共交通再編整備計画策定については関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。現在、私たちの日常生活は自家用車に大きく依存いたしております。栃木県における世帯当たりの自動車保有台数1.65台でございます。全国6位であります。また、人口当たりの保有台数では何と全国2位でございまして、本市においても自家用自動車は市民生活の移動手段として大きな役割を担っております。

しかし一方では、いわゆる交通弱者と言われる子供や高齢者など、自動車を運転しない市民にとりましては、公共交通が日常生活に欠かせない移動手段となっておりまして、その維持確保と利便性の向上が求められております。特に、高齢者や障害者の足となる交通手段が確保されれば、社会参画を通した生きがいづくりや健康の維持増進にもつながるものと考えております。また、高齢者にあっては、自動車運転免許証の返納を促すきっかけにもなり、交通安全の推進に寄与するものと思料いたしております。

現在、市では交通弱者対策といたしまして、福祉バス及び福祉タクシー制度を導入して、移動手段の確保を図っているところでございます。福祉バスにつきましては、南那須地区における主要公共機関等とこぶしヶ丘温泉とを結び、1日3便、週5日運行しております。ことし3月には、乗降口に電動補助ステップを装備いたしました新車両に更新の上、利用者の利便性向上を図ったところでもあり、高齢者や障害者から乗り降りがしやすくなったと好評をいただ

いているところでございます。

福祉タクシー事業につきましては、在宅の障害者やひとり暮らし高齢者等を対象にタクシー券を交付させていただいております。タクシー運賃の一部助成を実施させていただいております。事業開始をいたしました平成20年度は、タクシー券の利用可能業者を市内6業者に限っておりましたが、平成21年度からは隣接市町の業者を含めた14業者に拡大するとともに、人工透析治療を受けている障害者につきましては利用券を2枚交付することといたしました。さらに今年度からは、1回の乗車で利用できるタクシー券の枚数上限を拡大するなど、利便性と利用率の向上に努めてまいったところであります。

しかしながら、高齢化の急激な進展核家族化などの社会構造の変化に伴いまして、高齢者や 障害者にとってより利用しやすい公共交通網の構築が求められております。

このようなことから、現在、本市の総合的交通政策の指針となる公共交通網再編整備計画の 策定に取り組んでいるところであります。市営バスを初めとした現行の公共交通体系全般について、その運行形態、手法を見直し、利用者ニーズに合致した仕組みを構築することといたしております。

福祉バス、福祉タクシーにつきましては、公共交通全体の見直し過程の中で、交通政策担当 部局と福祉政策担当部局との十分な連携により、交通弱者等が一層利用しやすい公共交通のあ り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、あすなろ作業所の整備並びに連絡市道の安全対策についてお答えをいたします。あすなろ作業所は、心身に障害があるため雇用されることが困難な方に通所いただいておりまして、作業を通じて必要な訓練を行うために障害者福祉作業所として、昭和61年4月から旧烏山町が事業主となりまして、社会福祉協議会に委託をして運営をしてまいりました。平成19年度からは障害者自立支援法の施行に伴い、社会福祉協議会が事業主となり、地域活動支援センターとして運営をさせていただいております。

現在使用している建物、昭和41年12月に建てられた旧鳥山町母子健康センターの跡を利用しているために、建築後43年が経過をし、施設の老朽化が著しく、敷地も狭隘であります。 利用に不便を生じていること、また、国道から施設までの市道が極めて狭隘であることなど、 議員のご指摘のとおりであります。

また、社会福祉協議会からは、あすなろ作業所を平成23年度末までに障害者自立支援法に 基づく障害者就労継続支援事業所に移行するにあたり、現在の施設では老朽化が極めて激しく、 手狭であり、取り付け道路や排水設備も劣悪な状況にあるために、別な場所への移転について 要望書が提出をされているところでございます。

このようなことからも、早急に改善が必要であることは十分に承知をしております。公共施

設等の跡地利用とあわせ、総合的に公共施設跡地利用検討委員会において、今、鋭意検討を進めているところでございます。

今後、具体的に社会福祉協議会との協議も推進をして、利用者が安全かつ安心して働ける施設等の整備が図られるよう、優先課題の1つとして大きな支援をしてまいる所存でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、投票所のバリアフリー化についてお尋ねがございました。現在、投票所は市内28カ 所の公共施設及び自治会公民館等を利用しておりますが、その内訳は市の公民館2カ所、保育 園3カ所、市役所庁舎1カ所、中学校1カ所、旧小学校跡地2カ所、自治会の公民館等民間の 施設19カ所となっております。

ご質問の高齢者及び障害者に対するバリアフリー対策につきましては、体の不自由な方のための車いすや簡易スロープの配置等の対策を実施しているところですが、ご指摘のとおり各施設の構造上、十分なバリアフリー対策が図られていないのが現状であります。

今後の高齢化の進展を踏まえた場合、バリアフリー対策の可能な施設へ投票所を統合することも1つの方法として検討してまいりたいと考えておりますが、地形的な制約から統合困難な施設につきましては、簡易スロープなどを配置するなどの方法によりまして、緊急対応してまいりたいと考えております。

以上答弁終わります。

- 〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。
- ○4番(渡辺健寿) 再度質問申し上げます。まず、1点目の企業誘致の問題であります。 社会情勢は極めて厳しいことは重々承知しております。そんな中で努力されていることは理解 できるわけであります。後段の食品関連のほうは後にしまして、前段の平成19年から3カ年 間にわたりまして何度か確認させていただいた件、簡単に言いますと自動車関連企業を主体に 取り組むんだという方針の進捗状況等であります。

帝国データバンクのデータをもとにした取り組み、特にその中の40事業所についての取り 組みに対する反応等もう少し具体的に紹介いただければと思います。もちろん市長ではなくて 担当課長でも結構でありますので、手がかりのあることを期待して課題に挙げたんですけれど も、その辺も含めましてご説明いただければと思います。

- 〇議長(滝田志孝) 鈴木商工観光課長。
- **〇商工観光課長(鈴木重男)** それでは、質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの40社につきましてはコンタクトを取りながら情報収集を行っていたわけでございますが、2年前のリーマン・ショックがございました。その後続く経済不況ということで、今、現在ご報告できるような成果がありません。大変申しわけなく思っております。この中にも

1件は、すぐにでも土地の売買契約の直前まで行ったわけでございますが、残念ながらそれは 先ほど申しました設備投資の凍結という社の方針ということで報告ができないということがご ざいました。

以上でございます。

- 〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。
- **○4番(渡辺健寿)** 可能性1社について契約直前まで行ったんだけれども、社の方針で投資の凍結ということでそのままになっているということのようであります。引き続き自動車関連企業を主体に取り組むという方針そのものは継続されていくことになるわけでしょうか。
- 〇議長(滝田志孝) 鈴木商工観光課長。
- **○商工観光課長(鈴木重男)** 今、エコ減税で車の生産台数も伸びているというマスコミの情報がございますが、確かにすそ野が広うございます。我が市におきましては自動車関連の企業がたくさん進出をしているのも現状でございます。それはそれとして、やはりそういった中でも、これからの不況に強い企業もある程度視野に入れながら、誘致もこれから検討していく必要があるのではないかなというふうに考えてはおります。

ですから、今後は昨年エコ関係の企業を訪問させていただいておりますが、あわせてそういった中にも今後、食品関係、今回はたまたま県、それから市のほうにも直接寄せられている企業等もございますので、そういった食品関連の企業の進出につきましても、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。
- ○4番(渡辺健寿) この前段のほうの自動車関連中心の事業につきましては、調査費 150万円を投入しながらも手がかりとして40件ぐらいは得た。しかし、契約には至らず、 そのデータ等は今後も活用できるデータとして残っているという解釈でよろしいでしょうか。 せっかく多額の費用をかけて手にしたデータだと思いますので、この中から1件でも2件でも 契約ができれば、それなりの十分な効果が生み出せるわけでありますので、ぜひとも大切に、 まるっきり投げ捨てにならないようにお願いできればと思っております。

それに、環境エコ関係分野もということでありますが、このデータの中にはそういった部分は含まれていないわけでしょう。資料としてはない。また別途の手づるで推進するということになるのかなと思います。

最近、食品関連企業の問い合わせも多い。県の紹介で2件あり、市独自に引き合いのあった ものも2件あったということであります。空き工場の引き合いだったということで合意に至ら なかったという先ほどの答弁でありました。空き工場は大きいのも小さいのも市内に幾つか残 念ながら発生しております。これらも一刻も早く次の活用方法が定まれば理想的でありますが、 工業団地を持たない中で、空き工場利用というのは身近な手段ではないかなと思われます。食 品関連の企業等の引き合いがあるということでありますので、引き続きこの辺の部分、どのよ うな課題を整理して取り組みされるのか、考えをお聞かせいただければと思います。

暑くなりましてちょっとアイスなど手にするときに、すぐお隣の常陸大宮あたりでも江崎グリコのアイスをつくられているんですね。そういった商品が身近な商店で売られておりますが、江崎グリコは大手ではありますけれども、あんな大手の企業でなくても食品関係の企業とぜひとも可能性を追求してもらいたいなと思っておりますが、今後の方針等を少しお聞かせいただければと思います。

〇議長(滝田志孝) 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長(鈴木重男) 企業の進出につきましては、当然市場へのアクセス、それから用地の確保、労働人員の確保などが特に要件とされております。これは私どもの覚悟になりますが、行政自治体同士の誘致の競争になります。場合によってはある程度のリスクも負ったほうが優位に立地に進められる傾向もなきにしもあらずでございます。

このようなことから、進出企業の条件把握に努めますとともに、対象物件の照会につきましてはリスクなども検討しながらスピードを持って対応できるかが今後の課題であり、対応する内容ではないかと考えております。

以上でございます。

〇議長(滝田志孝) 大谷市長。

〇市長(大谷範雄) いろいろと食品企業等につきましてのお尋ねがあったようでございま すので、補足答弁をさせていただきたいと思います。

今、栃木県でフードバレー構想の中で、もちろん車産業も大変すそ野が大きいということで並行して進めているわけでございますが、市も当然、車産業の下請あるいは中小関連の企業が多いわけでございますので、今後ともお隣にできる、今凍結になっておりますけれども、ホンダ関連の研究所、その関連企業は何十社とあるわけでございますから、そういったところにターゲットをあてて企業誘致をするのは当然でございます。

そのようなことを並行して進めていきたいと思いますが、環境エコ、ほかに食品関連企業、これも今ターゲットをあてておりまして、今、私なりにトップ営業活動をやっているわけでございます。ご案内のように私も前職は食品関係でもありまして、そのようなことでお隣の喜連川町には私どもの工場がございました。そのようなこともありまして、お隣にある工場をそのまま持ってくるというのは不可能でございますが、関連をするところと協働して、工場が来なくてもそういった企業と提携をしながら新商品の開発は可能でございますので、そういったと

ころも含めて今、呼びかけているわけであります。

さらに、私の先輩、後輩は大学でございますけれども、高校もそうでございますが、関東地域で大企業の社長になっている方が大変多いんです。多いというよりは、名称等についてはちょっと控えますけれども、全国的にも一部上場の企業の社長をやっている方がおります。そのような方とも過日お会いしまして、今の情勢あるいは那須烏山市の紹介をしながら、そういった営業活動をやっているということもご報告をしたいと思います。

このような不況の時代でございますから、1,000に3つとも言われる企業誘致は早々成立するものではないということは私はわかっていますが、それでもやはり粘り強くやることがひいては那須烏山市の信頼度アップにつながり、あるいは活性化につながっていく源だと思っておりますので、やはりネガティブな考えでなくて、とにかく前向き、前向きにイニシアチブを持ってやっていくように、職員にも激励叱咤をしたところでございます。ぜひこのこともご理解いただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。

○4番(渡辺健寿) こちらから申し上げようと思ったこと、市長のほうからさっきおっしゃいましたけれども、フタバ食品の喜連川工場は持ってくるわけにはいかないけれども、会社の中で業務拡張などの計画もある際にはぜひともこちらに、市長以上に手づるのある方はいませんのでお願いしたいと思っております。

さらに、大学での同級生等企業の経営者になられている方があるということでもありますし、 こちらも那須烏山市の社長でありますので、社長同士のトップ同士の会談でぜひともまずひと つ誘致にお骨折りいただければなと思っております。要望しまして、1つ目は区切りとさせて いただきます。

2番目の公共施設の跡地の利活用の一般公募の件、平成21年度年内にという説明をいただいたんですが、いまだにそれはなされていないということであります。11月に示されました鑑定評価結果表、3つほどの施設が数字を含めまして載っておりますが、公募できなくても問い合わせのあるようなもの、この3つのうちどれかあるのかないのか。全くないのか。あるいは少しは脈のあるものもあるのか。その辺の状況について報告いただければお願いしたいと思っております。

〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。

○総合政策課長(国井 豊) 公共施設跡地の活用方針第1期関係につきまして総合政策課 において事務局としてとりまとめをしました関係上、私のほうから答弁をいたしますけれども、 この活用方針については先ほど議員さんもおっしゃったように、売却あるいは貸し付けあるい は現在利用の中で将来的には利活用を決めていくというふうな結論になっておりますが、これ らが廃校になった時点でいろいろな問い合わせ等がございました。例えば今のままの校舎でちょっと使わせていただけないかとか、そういうお話がございましたが、より具体的なこういうことで活用したいんだというふうな明確な内容のものはありませんでしたけれども、幾つかの問い合わせがあったことは事実でございます。福祉関係も含めましてあったことは事実でございます。

〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。

〇4番(渡辺健寿) 問い合わせがあったというのは、地域の方からですか。あるいは市外からもあったということですか。

〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。

〇総合政策課長(国井 豊) 市内の方、市外含めて問い合わせがございました。

〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。

○4番(渡辺健寿) あと11月に示されていました3つの施設のうち、1つだけ平成21年度の当初で解体費を計上してあった施設があるわけであります。これらについては伸べられて実行はされていないと思うんですけれども、これらの今後の方針等についてもお聞かせいただければと思います。

さらに、あと2つの施設、これも引き続き鑑定評価をするんだという、その準備をしている という報告が11月にあったわけでありますが、その後の準備状況はどのようになっているか あわせてお伺いしたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 石川副市長。

○副市長(石川英雄) 平成21年度解体を予定していたのは旧向田保育園でございます。 それから、鑑定評価はもちろん境小学校、東小学校、向田ということで鑑定評価をやっている わけでございます。先ほど市長が最初に答弁申し上げましたように、これらについて売却、貸 し付けということで鑑定評価ももう既に済んでいるわけでございますが、先ほど市長の答弁に ございましたように、ほかの施設等でなかなか応募者がなかったり、また、応募して契約して も契約を破棄した。それから、ほかの市の事例の中で鑑定評価した額で売却しても、訴訟に至 っている。そんなことも含めて今、公共用地については後の処理がいろいろ混乱している。ま た、なかなか応募者がなくて苦慮しているというのもほかの実態もございます。

したがいまして、私どもその中で、鑑定評価を得た期間の範囲内でこれから提案型をいただいて、その鑑定評価のことを参考にしながら有償、無償も含めて、また売却も含めて相手方の提案型をいただいて、それによってこれからそのスケジュールでやっていきたい。なお、今の提案型の募集の仕方、私のほうで今原案をつくっているわけでございますが、それらに基づいて7月のお知らせ版、それからホームページ等で全国に発信いたしまして公募してまいりたい。

それで、秋ごろにはそれらについて出てくれば決定をしていきたい。そういうスケジュールでいますので、平成21年度の処理についておくれてきたことを改めておわび申し上げますが、 そういうこともご理解を賜りたいなと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。

○4番(渡辺健寿) 3施設は評価が示されたわけでありますが、先ほどもちょっと触れましたけれども、暫定利用している向田と興野についても鑑定評価を続けてやる準備をしているという点につきましてはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 石川副市長。

○副市長(石川英雄) まず、今の3カ所ですね。提案型の状況を踏まえつつ、旧向田小学校、旧小学校につきましては当分暫定ということでお話がございますので、これらについては引き続きまた、先ほど国井課長が答弁いたしましたように、そういった引き合いがあれば引き合いに応じてまたこちらからも対応してまいりたいと思いますが、十分地元と調整をしつつ、その適切な時期にそういう鑑定評価を得て、利用方法を決めるときには鑑定評価を適切な時期にやって、その方向に進めてまいりたい。そういう考え方をしております。

〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。

○4番(渡辺健寿) 引き合いもどんどんあるというわけにはなかなかいかないと思いますが、一応基準になります鑑定評価もやった施設等もあるわけでありますので、こういった対応、問い合わせに対してはスピード感を持って対応できる、反応できる、オーケーサインも出せるといったような準備をひとつ整えていただくことも必要ではないか。もちろん所定の手続はとっていただくことは当然でありますけれども、内部の利用計画が定まっていないからということで数少ない問い合わせに対し、先延ばしするようなことがないように対応できるように、手持ちの準備をお願いできればと思うわけであります。その点はどうでしょうか。

〇議長(滝田志孝) 石川副市長。

○副市長(石川英雄) 今、渡辺議員がおっしゃったのは当然でございますし、先ほども申し上げましたように、適切な時期にそういった方向性が見出せる、またそういった引き合いがあってそういう方向にあるということになれば、鑑定評価は1カ月か2カ月でできますので、そういった適切な時期を見計らって、そういう時期になれば鑑定評価を実施してまいりたい。また、そういう準備をしてまいりたいと考えてございます。

なお、一例を申し上げますと、旧向田小学校、福祉施設の引き合いが東京の方、もともと福祉施設をやっている方は那須烏山市管内ではございませんが、旧烏山女子高等学校の卒業生の方が理事長さんをやっておられた方から引き合いがございました。その同級生が高根沢におりましたので、その人に私もお会いしましたし、高根沢に住んでいる方もぜひ応援していただき

たいということでお願いしたのでありますが、福祉施設、いわゆる許認可でありますので、私 どものほうの許認可という権限がなかったものですから、引き合いがあってもやりたくてもで きないという事例もございます。

そういった許認可の中で権限移譲が、少なくても我が市に来るということだけで判断できる わけでありますので、そういうもろもろのものをクリアしなくてはなりませんが、そういった ものがスムーズにできるような、別にまた提案型をいただければ、応募する方のいろいろな考 え方がありますので、そういったものを今後十分に考えていきたいという、今現在の考え方で ございます。

〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。

○4番(渡辺健寿) 非常に企業誘致と公共施設の跡地の対処方法は大きな課題でありますので、難しい問題が山積だとは思いますけれども、対応、引き合いがあったときには対応できるように内部整理をよろしくお願いしたいと思います。

3点目に入らせていただきます。高齢者生きがい対策の件であります。福祉バスの件、まず(1)、(2)関連があるのであわせて説明いただきましたが、私も関連があると思っていましたので一緒にという考えを持っておりました。

特に、福祉バスにつきましては、公的機関と温泉を中心に循環しているということであります。月曜日から金曜日にかけ週5日間、1日3便、利用者は年間6,725名だそうです。運行日数が250日と仮定すれば1日当たり27名の利用かなと思われます。

これにつきまして、先ほど区域の拡大も考えておられるのかという問いかけもいたしました。 市の公共交通網の再編整備計画とあわせてという答弁になってしまうのかとは思いますけれど も、整備計画をするためには基本的にどんなことをイメージしているのかということをあわせ てお聞かせいただきたいと思います。

特に老人に市内の公的温泉の利用券半額券を配布されているわけでありますけれども、ご存じのように山びこの湯が休止されてからは、あちらを利用していた方は老人もその半額券も利用できないでいるというのが実態だと思います。福祉バスの利用範囲の拡大を含めての考えをもう少しお聞かせいただければと思います。

〇議長(滝田志孝) 樋山健康福祉課長。

〇健康福祉課長(樋山洋平) ご質問の福祉バスの地域の拡大についてお答えしたいと思います。現在は南那須地区を週5日で全地区を回るということでございますが、それを烏山地区に拡大するとなりますと、全地区週5日で回れるかどうかもまだ検討している段階ではございません。したがいまして、今年度策定する公共交通再編計画の中で検討してまいりたいと考えております。

〇議長(滝田志孝) 国井総合政策課長。

○総合政策課長(国井 豊) 公共交通再編整備計画でありますが、本年の2月に発注をいたしまして委託、これはコンサルでありますが、それも含めて今内部でいろいろな情報交換等をやっておりますが、これとあわせて都市再生ビジョン、これも発注してございます。これにつきましても、経済対策の中でやらさせていただいております。最終的に来年の3月末をもってこの成果品が出てくるということになっております。

その中で都市再生ビジョンの中では先ほどもございましたけれども、市内の公共施設の統廃合、学校跡地あるいは県営施設等の跡地等もあいてくるというようなことがございまして、そういう施設の利用計画と相まって交通網の整備もやはり必要だろうというふうに考えておりますので、最終的にどういう形になるかわかりませんけれども、現在、そんなことも含めて検討中でございまして、さらに現在、運行しています市営バス、あるいはJRバスがどうなるのかというようなこともございますが、そんなこともトータル的に含めて、あるいはデマンドバス等もどうなのか。いろいろな角度から現在検討しておりまして、最終的に来年の末をもって皆様方にお示しできるわけでありますが、それ以前にある程度情報等がお示しできる素案あたりの段階でも、議員の皆様方にはご報告を申し上げながら作成をしてまいりたいというふうに思っております。

〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。

○4番(渡辺健寿) 公共交通網の再編整備計画あるいは今、都市再生ビジョン等も発注しているんだというお話でありますが、業務委託の話だと思いますけれども、基本的に市として、福祉バス等を運行する対象区域の拡大を考えているのかいないのか。一言で結構でありますから、その辺を示さないことには、交通網の再編整備も都市再生ビジョンも受注した業者のほうでも織り込む基礎になると思いますので、その辺の考えを市長はどう考えるのか、お聞かせいただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 大谷市長。

○市長(大谷範雄) 各課長からも答弁がありましたけれども、過日の議会で可決をいただきました都市再生ビジョン、そして公共交通再編の委託でございますが、要は那須烏山市らしい公共交通再編も都市再生ビジョンだけで意味がないということを強く指示をいたしております。したがいまして、当然少子高齢化社会の中での公共交通、そして都市再生ビジョンでございますから、那須烏山市独自のビジョンでありたいというようなところから、担当もつけまして今、この策定に向けて努力をしているというところでございます。

もちろんお話がありました公共交通再編部分を拡充をして拡大をしなければ意味がありませんので、そういった少子高齢化に対応できる拡大拡充策を当然考えておりますので、ご理解い

ただきたいと思います。

- 〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。
- **○4番(渡辺健寿)** わかりました。拡充する、拡大するということを前提に置いているということが確認できましたので、それは結構であります。

ちょっと福祉タクシーの件に触れたいと思いますが、福祉タクシー、当初は車を持たない 7 5歳以上の独居者という対象で始まったかと思いますが、平成 2 1 年あたりから高齢者のみ の世帯という読みかえになってきている。高齢者が 2 人いても対象になるということかと思いますけれども、運用の中で市民税の納税者は対象外だと聞いたんですけれども、そういう状況 になっているんですか。

- 〇議長(滝田志孝) 樋山健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(樋山洋平)** 市民税課税世帯につきましては該当していないということで ご理解いただきたいと思います。
- 〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。
- **○4番(渡辺健寿)** わかりました。そういう事例に出くわしたものですから、市民税、多少なりとも納めていればタクシー券はいただけないということで、東京から越してきて車も全くないので、例えば病院でも買い物でも非常に不便なんですよというお話を受けたものですから、その辺の対象者の拡大といいますか、そういったことは検討しようという考えはあるのかないのか。その辺だけちょっとお聞かせいただけますか。いつやるとかまでは当然言えないと思いますけれども、考えの中に含まれるのか含まれていないのか、お願いいたします。
- 〇議長(滝田志孝) 樋山健康福祉課長。
- **○健康福祉課長(樋山洋平)** 先ほど市長の答弁の中にもありましたが、高齢者の免許証返納の方等が現在いらっしゃることは存じておりまして、そういう方も対象にするかどうかは今後検討していきたいと思いますし、よそからこちらに越されて車も運転できないような高齢者の方もいらっしゃるのも存じておりますので、課税世帯についてどの程度まで対象を広げるかは今後検討していきたいと考えております。
- 〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。
- **○4番(渡辺健寿)** 特に都市生活された方には公共交通網が完備されたところで長年生活されていたわけでありまして、自家用車を持たないというのがもう当たり前のようになっている方たちが移住してきた場合に、こういうことが起きるのかと思います。当然拡大すれば費用負担はふえるわけでありますけれども、含めて考えるという答弁をいただきましたので、今後に期待したいと思います。
 - (3) 番目のあすなろ作業所の件でありますが、自立支援法の関係で平成23年度中に移転

も含めて対応が迫られているというお話もあるんですけれども、だとすれば、本当に平成 23年というのは来年でありますから、もう今年中に具体的な作業あるいは準備、準備どころ かもう実際に作業に入らないと間に合わない仕事かなと思われますが、現時点では言いづらい 部分もあるのだと思いますけれども、どのような考えを持たれているか。

きょうの質問の1番から2番、3番、すべて関連しておりまして、企業誘致の問題も公共施設の跡地と関連し、公共施設の跡地とこの3番の高齢者対策の問題も関連しているということで取り上げたわけでありますけれども、あすなろ作業所の問題につきましてもう少し考えをお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 石川副市長。

○副市長(石川英雄) あすなろ作業所の移転につきましては、社会福祉協議会からそういうご要望もございます。したがって、私ども跡地利用検討委員会の中で協議しているわけでございます。先ほど市長の答弁でございましたように、当然社会福祉協議会等の意向もありますので、私どもも、これは鳩山内閣総理大臣ではありませんが、腹案を持っているわけでありますが、これはこの腹案を社会福祉協議会とよく練ってまいりたいと、まだはっきりと申しますか、その場所については私どもは執行部のほうといたしましてはこの辺がいいのではないかという考え方を持ってございます。また、そういう話もある程度お話をしておりますが、最終的に詰めが至っておりません。

したがって、また平成23年度という施設の切りかえ時期も見すえてでございますので、即 平成23年の4月1日というわけにはいきませんが、例えば空き施設の改修等がありますと年 度途中ということがあろうかと思いますが、そういうことで平成23年度を目標で跡地利用の 中で描いてございます。よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。

○4番(渡辺健寿) それ以上腹案までは無理やり引き出すつもりはございませんけれども、作業のほうですね、今すぐにも始めなければならない作業、これらの地域は平成22年度いつごろにどんな作業に入っていくんだということぐらいはお聞かせいただければどうかなと思います。

〇議長(滝田志孝) 石川副市長。

○副市長(石川英雄) 建物を今現在利用してございます。したがって、そういう腹案でございますので想像がつくかと思いますが、その後、空き次第、社会福祉協議会さんのご意向もありましょうし、あすなろ作業所に行っている方のお子さんまたはご父兄の方のご意見もあろうかと思います。今の施設の内容等も改造しなくてはならない部分もあろうかと思います。

したがって、それらにつきましては、ある程度時間がお互いの中で合意が得られれば、年度

途中で平成22年度の補正予算の中で改造費を入れるか、もしくは平成23年度の当初予算も くしは補正の中で入れるか。そういうことで改造部分の費用についてはそんな考え方を持って ございます。

〇議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。

○4番(渡辺健寿) 今のお話だと移転は考えていない。改造というふうにとれるのかなと思うんですが、そんな関係なんでしょうか。それと、その点はいいとしまして、あの連絡道路ですね。一度行かれた方はお気づきだと思いますが、非常に狭隘であります。さらに立ち木等の繁茂もありまして、過去2、3年何度か環境課の人たちに足を運んでいただいた経緯もございますが、あそこの父兄の方たちから、通所者の家庭の皆さんから、送迎している方たちからも何とかならないのかというお話を伺っております。交通の安全対策のほうはどうお考えなのか。若干聞かせていただきたいと思います。

〇議長(滝田志孝) 大谷市長。

〇市長(大谷範雄) それでは、総合いたしまして整理をいたしまして、私のほうからあすなろ作業所に対する考え方の方針をお答え申し上げます。

先ほどもお答え申し上げましたように、あすなろ作業所、これは大変老朽化が激しく手狭でありまして、きょうも関連者の方が傍聴席におりますが、大変移転要望の強い事業所でございます。そしてさらに、この中の事業は大した事業をやっておりまして、県内でも誇れる事業をやっておられる事業所でございます。いわば障害者自立支援法ではモデル的な事業所であると誇りを持って言えると思います。

そのようなところで、跡地利用の中で最大限この希望をかなえてあげたいというのが私の強い願いでございます。まずは、公共施設跡地、これはたくさんございますから、その方針を早目に虫食いでなくて総合的に固める必要がございます。それが先決でございますが、その中で先ほど申し上げましたように、このあすなろ作業所の移転は最優先課題だとお話をしたとおりでございますので、ぜひそのようなところで、この実現化に向けては最大限の努力を傾けてまいりますので、ひとつあの道路も含めて、別にあそこにあすなろ作業所はなくても通行上非常に狭隘でございますし、非常に危険でございますから、十分私も承知をいたしておりますので、そういうことも含めてこの具体的な方針を早急に固めてまいりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長(滝田志孝) 4番渡辺健寿議員。

○4番(渡辺健寿) まとめていただいたので区切りとしたいと思います。現在の利用者は20名いるようであります。仕事の内容は自動車の部品の選別とか部品の組み込み、箱折り、リサイクル石けんづくり、パンづくり、いろいろ取り組まれている作業所であります。ぜひと

も期待に沿えるような案が早くつくられまして、今年度当初にも移転も含めた作業に移れるような計画を固めていただきたいと考えております。

最後の1点であります。投票率の低下の問題が先ほどもありましたけれども、投票所は主に 公民館等の活用がなされていると思います。これは投票ということで提案させてもらいました が、投票所に多く利用されている公民館の利用そのものもバリアフリー化が必要な場所が相当 数あると思いますので、これらにつきまして検討はするというお話でありましたけれども、再 度対策等も含めお聞かせいただきまして、しめたいと思っております。よろしくお願いします。

〇議長(滝田志孝) 駒場総務課長。

○総務課長(駒場不二夫) まず、現時点でのバリアフリー化の関係、ちょっと先ほど触れていなかったものですから触れてみたいと思うんですが、期日前は南那須庁舎、烏山庁舎両方でやっていますが、どちらもバリアフリー化されているということになりますが、当日の投票所につきましては3カ所ほどがバリアフリー化されております。ただ、あと2カ所ほども一部バリアフリー化、若干入り口はスロープなんですが、途中で少しの段差があるというところが2カ所ぐらい、合わせて5カ所ぐらいにはなりますが、これも途中段差がありますので、今後は先ほども市長答弁しましたように、そういう施設への投票所の統合も見すえ、それからちょっとしたスロープですね、移動式の、そんなことも考えられますので、即やれるとしたらそんなようなことも前向きに考えて対応していきたいと考えております。

以上です。

〇4番(渡辺健寿) 終わります。

○議長(滝田志孝) 以上で4番渡辺健寿議員の一般質問は終了いたしました。

○議長(滝田志孝) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議はあす午前 10時から開きます。本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

[午後 3時22分散会]